

東広島市公共下水道排水設備要綱(平成22年4月一部改正) 新旧対照表 (令和4年度改正)

ページ	新	旧	改正理由
1-7	<p>1) 汚水 (省略)</p> <p>⑫ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ等)のドレン排水(注4)</p> <p>⑬ 家庭用燃料電池システムのドレン排水(注4)</p> <p>⑭ 給水設備のあるベランダ排水</p> <p>⑮ 製氷機からの排水</p> <p>⑯ 各水槽類のオーバーフロー排水(注4)(注5)</p> <p>⑰ 温水器、ボイラー等のオーバーフロー排水(注4)</p> <p>⑱ 屋外プールオーバーフロー排水(注4)</p> <p>⑲ いけす、防火用水のオーバーフロー排水(注4)</p> <p>⑳ 給水設備のないベランダ排水(注4)</p> <p>㉑ 家庭用空調機器の排水(エアコンの排水)(注4)</p> <p>㉒ 玄関マット排水(注4)</p> <p>㉓ その他雨水以外の排水 (省略)</p> <p>(注4) 市の判断で雨水と同様の取扱いとする場合あり。※「特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない」(下水道法第10条第1項)</p> <p>(注5) 水を貯留する容器から溢れる水をいう。</p>	<p>1) 汚水 (省略)</p> <p>⑫ 給水設備のあるベランダ排水</p> <p>⑬ 製氷機からの排水</p> <p>⑭ 各水槽類のオーバーフロー排水(注4)(注5)</p> <p>⑮ 温水器、ボイラー等のオーバーフロー排水(注5)</p> <p>⑯ 屋外プールオーバーフロー排水(注5)</p> <p>⑰ いけす、防火用水のオーバーフロー排水(注5)</p> <p>⑱ 給水設備のないベランダ排水(注5)</p> <p>⑲ 家庭用空調機器の排水(エアコンの排水)(注5)</p> <p>⑳ 玄関マット排水(注5)</p> <p>㉑ その他雨水以外の排水 (省略)</p> <p>(注4) 水を貯留する容器から溢れる水をいう。</p> <p>(注5) 「特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない」(下水道法第10条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例示を新たに追加。 ・ 例示を新たに追加。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 項目追加による番号ずれ。 ・ 注意事項の登場順に「(注5)を繰り上げ。 ・ 必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がない取扱いがあることを追記。 ・ 注意事項の登場順に「(注4)を繰り下げ。
1-9	<p>(省略)</p> <p>3) 排水設備の計画確認 (省略)</p> <p>なお、条例等の規定に基づいて行われる排水設備</p>	<p>(省略)</p> <p>3) 排水設備の計画確認 (省略)</p> <p>なお、条例等の規定に基づいて行われる排水設備</p>	

ページ	新	旧	改正理由
	<p>の計画の確認は、その計画が法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃貸等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。したがって、土地利用等の私法上の権利などは、申請者の責任において処理されるものである。</p> <p>以下に、「新設等」（新設、増設又は改築）及び「軽微な工事」の解釈を示す。</p> <p>① 「新設」とは、建物の新築や建て替えに伴い、排水設備を新たに設置することをいう。</p> <p>ア) 既存の排水施設を公共下水道に接続する場合を含む。</p> <p>イ) 仮設の排水設備の設置も含む。</p> <p>② 「増設」とは、既存の排水設備に追加して、衛生器具や阻集器等を設置することをいう。</p> <p>③ 「改築」とは、増設の場合を除いて、排水設備の移設や排水経路の変更などを行うことをいう。</p> <p>④ 「軽微な工事」とは、故障箇所等の部分的な入れ替えや部品交換で、排水経路の変更を伴わない場合をいい、この場合は市長の確認を省略することができる。</p> <p>なお、確認の要否の判断が難しい場合は、下水道施設課に確認すること。</p> <p>4) 排水設備の完了検査 (省略) 排水設備設置に当たっての事務の流れについては、(参考資料1 P. 参-1-1)を参照</p>	<p>の計画の確認は、その計画が法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃貸等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。したがって、土地利用等の私法上の権利などは、申請者の責任において処理されるものである。</p> <p>4) 排水設備の完了検査 (省略) 排水設備設置に当たっての事務の流れについては、(参考資料4 P. 参-4-1)を参照</p>	<p>・排水設備計画確認が必要な工事に疑義が生じないように、その解釈について追記。</p> <p>・参考資料掲載場所の変更。</p>
1-11	<p>(省略)</p> <p>㊦ 設計図に記入する記号の例を表1-2 (P. 1-15)に示す。</p>	<p>(省略)</p> <p>㊦ 設計図に記入する記号の例を表1-2 (P. 1-14)に示す。</p>	<p>・ページずれの修正。</p>
1-12		(省略)	

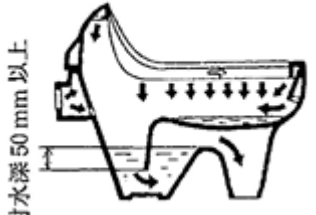
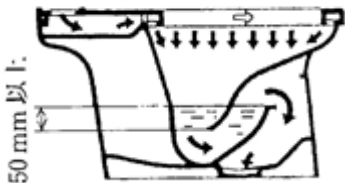
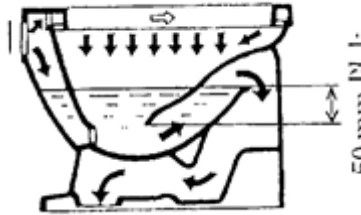
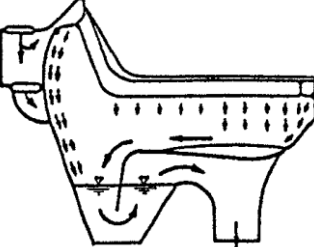
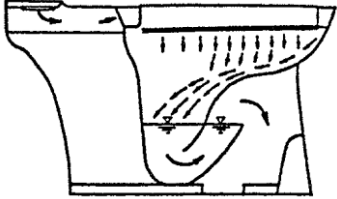
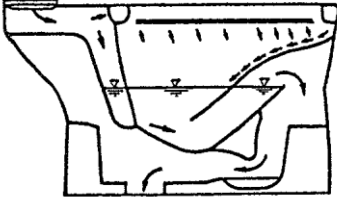
ページ	新	旧	改正理由
	<p>㊦ 流し等の排水器具のトラップの有無は記号記入のこと。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>㊦ 流し等の排水器具のトラップの有無は記号又は文字記入のこと。</p> <p>㊧ 立上り、立下り管の長さを記入のこと。水洗便所改造資金貸付対象工事については給水管の立上り、立下りの長さも記入すること。</p> <p>㊨ 防臭装置（トラップ）（注1）に関しては記号又は文字記入のこと。（T1、T2、T3など）</p>	<p>・表記方法は記号のみとする。</p> <p>・図面作成及び審査の簡素化により削除。</p> <p>・図面作成及び審査の簡素化により削除。</p>
1-13 ～14	<p>(省略)</p> <p>§ 8 材 料 (省略)</p> <p>§ 9 排水設備の維持管理</p> <p>排水設備の設置後、長期間、点検や維持管理を行っていないと、排水管の閉そくなどにより、生活に支障をきたすとともに、悪臭等の発生により周辺環境が悪化する。</p> <p>このため、住民が快適な生活を送るためには、排水設備の維持管理は欠かせない。</p> <p>維持管理の目的としては、次のようなものがあげられる。</p> <p>(1) 排水設備の機能確保</p> <p>(2) 排水設備の延命化</p> <p>(3) 公共下水道の損傷防止や公共用水域の水質保全</p> <p>なお、排水設備の維持管理にあたっては、以下の事項を考慮する。</p> <p>(1) 排水設備設置義務者は、日常の注意及び定期点検を行うことが望ましい。</p> <p>(2) 排水設備設置義務者は、工事完成図書を保管することが望ましい。</p> <p>(3) 排水設備設置義務者は、増築又は改築を行う場合は、市に確認を行う。</p>	<p>(省略)</p> <p>§ 8 材 料 (省略)</p>	<p>・排水設備の維持管理に関する事項の説明を追加する。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>

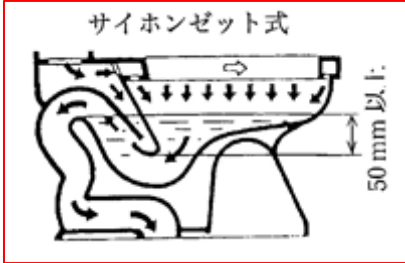
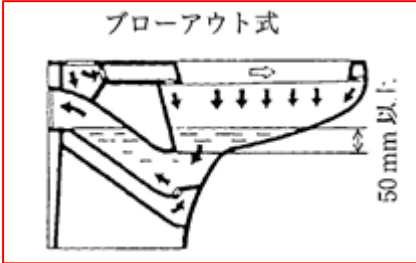
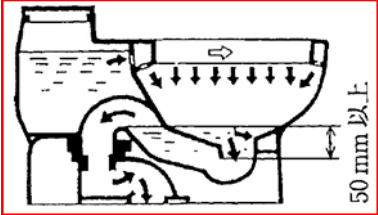
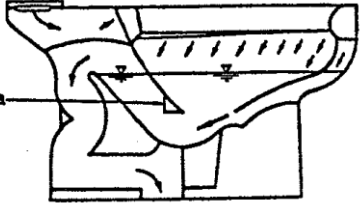
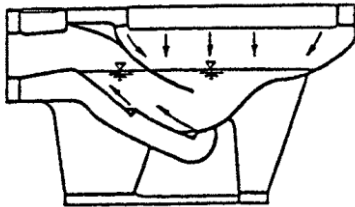
ページ	新	旧	改正理由
	<p>(4) 排水設備設置義務者は、避難所等の排水設備に関する被災時の備えをすることが望ましい。</p> <p>1) 日常点検</p> <p>① 日常の使用上の注意としては、排水設備の流下を阻害するものを流さないことや、ますの中のごみなどの除去を行う。また、「トイレクリーナーについて、パッケージにおいて「トイレに流せる」、「水にほぐれる」等の表示を行っている事業者が存在する。事業者が、自己の供給するトイレクリーナーについて、トイレトペーパーのJISによるほぐれやすさの品質基準を満たしていないにもかかわらず、パッケージにおいて「トイレに流せる」、「水にほぐれる」等を表示することは、トイレクリーナーの内容について、一般消費者に対して実際のものより著しく優良であると表示していることとなる。景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）違反」消費者庁ホームページに公表されている。詳細については、排水設備維持管理項目（参考資料2 P.参-2）を参照されたい。</p> <p>定期点検としては、設備に応じた点検項目や点検周期を定めて異常の有無を確認し、異常を確認した場合は、適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>特に屋外排水管やますにおいては、破損、目地からの漏水、木根の侵入や土砂の流入がないかを確認する。</p> <p>なお、維持管理点検項目については、実施例として（参考資料2 P.参-2）を参照されたい。</p> <p>② 維持管理を行う者（排水設備設置義務者）としては、法第10条第2項では、設置された排水設</p>		

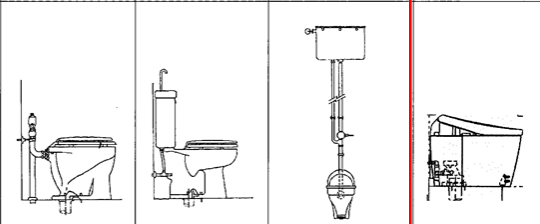
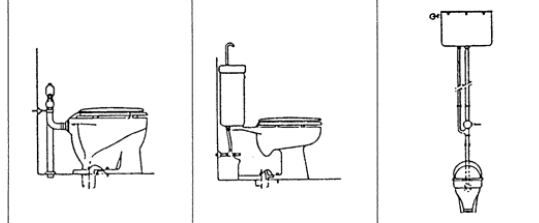
ページ	新	旧	改正理由
	<p>備の改築又は修繕は、排水設備を設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、土地の占有者が行うものとされている。</p> <p>2) 工事完成図書 排水設備工事検査合格後または竣工後に工事業者より、工事完成図書を提出させ、今後の維持管理のために保管し活用すること。 また、定期的な維持管理の記録を残すことが望ましい。</p> <p>3) 増改築の確認申請 排水設備の増設又は改築を行う場合は、条例等で定める排水設備等計画確認申請を行うこと。</p> <p>4) 被災時への備え 地震等被災時に避難所となる施設等の排水設備においては、耐震性を有することが重要であるとともに、施設管理者と公共下水道管理者が連携を図り、被災時の早期復旧が必要となる排水設備をリストアップし、公共下水道の復旧計画との整合や指定工事店組合等との連携等事前準備をしておくことが望ましい。</p>		
2-1	<p>(省略)</p> <p>1) 屋内排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮する。 (省略)</p> <p>② 屋内排水設備は、建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。なお免震構造物の排水設備は、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」に準拠する。 (省略)</p> <p>2) 排水系統は--- (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>1) 屋内排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮する。 (省略)</p> <p>② 屋内排水設備は、建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。なお免震構造物の排水設備は<u>建築設備耐震設計施工指針(2005年版)</u>に準拠する。 (省略)</p> <p>2) 排水系統は--- (省略)</p>	<p>・参考文献を現在のものに修正。 (参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p>(省略)</p> <p>② 排水方式による分類</p> <p>(省略)</p> <p>イ) 機械式排水系統（低位排水系統）</p> <p>地下階その他の関係などで、排除先である公共下水道より低位置に衛生器具又は排水設備が設置されているため、自然流下による排水が困難な系統をいい、排水をいったん排水槽に貯留し、ポンプでくみあげる。なお、この排水槽を設置する場合は、悪臭発生等の問題があるため（第2章 § 9 P. 2-25参照）の事項に留意しなければならない。</p>	<p>(省略)</p> <p>② 排水方式による分類</p> <p>(省略)</p> <p>イ) 機械式排水系統（低位排水系統）</p> <p>地下階その他の関係などで、排除先である公共下水道より低位置に衛生器具又は排水設備が設置されているため、自然流下による排水が困難な系統をいい、排水をいったん排水槽に貯留し、ポンプでくみあげる。なお、この排水槽を設置する場合は、悪臭発生等の問題があるため（第2章 § 9 P. 2-24参照）の事項に留意しなければならない。</p>	<p>・ページずれの修正。</p>
2-3	<p>(省略)</p> <p>2) 排水系統</p> <p>排水の種類、排水の位置の高低等に応じて排水系統を定める。（第2章 § 1 P. 2-1参照）</p> <p>なお、近年、戸建住宅で、各衛生器具に接続した排水管が、床下に設置した1箇所の排水ますや排水管に接続され、1本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システム（排水ヘッダー）が使用されはじめている。このため、①容易に排水設備の維持管理ができる配慮がなされていること、②関係メーカー・指定工事店のアフターサービス体制が整っていること、③建築主及び使用者が使用上の注意事項等について十分理解していること、以上三点が整っている場合（誓約書等の提出は必要）に限り許可するものとする。</p> <p>また、完工時には、排水ヘッダーの設置状況写真及びカタログ等の写しを提出すること。ただし市が使用を認めているメーカーの製品で、図面にそのことを明記している場合にはカタログ等の写しは不要とする。</p>	<p>(省略)</p> <p>2) 排水系統</p> <p>排水の種類、排水の位置の高低等に応じて排水系統を定める。（第2章 § 1 P. 2-1参照）</p> <p>なお、近年、戸建住宅で、各衛生器具に接続した排水管が、床下に設置した1箇所の排水ますや排水管に接続され、1本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システムが使用されはじめている。<u>特に長期優良住宅の建築にあたって採用されることが多い。</u>このため、①<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定住宅であり、容易に排水設備の維持管理ができる配慮がなされていること</u>、②関係メーカー・指定工事店のアフターサービス体制が整っていること、③建築主及び使用者が使用上の注意事項等について十分理解していること、以上三点が整っている場合（誓約書等の提出は必要）に限り許可するものとする。</p>	<p>・通称名を追記。</p> <p>・長期優良住宅に限定しないよう条件緩和のため削除。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p> <p>・使用許可に対しての条件を追記。</p>
2-4	(省略)	(省略)	

ページ	新	旧	改正理由
	<p>イ) 原則として、管の延長が3 m以上となる場合、又は、2個の排水器具から排出する排水を合流させる場合の管の口径は表2-1の管の口径より1サイズ大に設定することが望ましい。</p>	<p>イ) 管の延長が3 m以上となる場合、又は、2個の排水器具から排出する排水を合流させる場合の管の口径は表2-1の管の口径より1サイズ大に設定する。</p>	<p>・現場状況によることから条件を緩和する。</p>
2-5	<p>ウ) 3個以上の排水器具から排出する排水を合流させる場合は、器具排水負荷単位の累計により定める。(参考資料3 P.参-3-2) (省略) (注1) 器具排水管は排水機器の一部とみなしてよい。 (注2) 建築工事で、ユニットバス、キッチンなどの既製品を用いて施工する場合、表中の口径以下でもやむを得ないものとする。</p>	<p>ウ) 3個以上の排水器具から排出する排水を合流させる場合は、器具排水負荷単位の累計により定める。(参考資料9 P.参-9-2) (省略) (注1) 器具排水管は排水機器の一部とみなしてよい。</p>	<p>・参考資料掲載場所の変更。</p> <p>・既製品使用の場合の条件を緩和。</p>
2-8	<p>(省略) 表2-5 排水横管と管径とこう配 (表省略) SHASE 206-2009</p>	<p>(省略) 表2-5 排水横管と管径とこう配 (表省略) SHASE 206-<u>2000</u></p>	<p>・出典を最新に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>
2-9	<p>(省略) (削除)</p>	<p>(省略) ⑥ その他 温水器や食洗器の冷却ますまでの排水管は、耐熱管を使用する。</p>	<p>・規制を緩和し削除。</p>
2-16	<p>(省略) ③ 溜水面が広く乾燥面が少ない。 (省略) ⑥ トラップの封水深は50mm以上である。 (省略)</p>	<p>(省略) ③ <u>留</u>水面が広く乾燥面が少ない。 (省略) ⑥ トラップの封水深は<u>5~10cm</u>である。 (省略)</p>	<p>・誤字の修正</p> <p>・封水深数値の修正(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p data-bbox="577 140 611 164">新</p> <div data-bbox="398 180 790 472" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="533 204 645 228">洗出し式</p>  <p data-bbox="443 276 477 467" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">封水深 50 mm 以上</p> </div> <p data-bbox="320 507 398 531">(省略)</p> <div data-bbox="380 555 801 807" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="521 563 622 587">洗落し式</p>  <p data-bbox="425 667 459 802" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">50 mm 以上</p> </div> <p data-bbox="320 834 398 858">(省略)</p> <div data-bbox="376 895 801 1166" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="499 903 633 927">サイホン式</p>  <p data-bbox="745 967 779 1118" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">50 mm 以上</p> </div>	<p data-bbox="1294 140 1328 164">旧</p> <p data-bbox="1238 188 1350 212">洗出し式</p>  <p data-bbox="1025 507 1104 531">(省略)</p> <p data-bbox="1261 555 1361 579">洗落し式</p>  <p data-bbox="1025 834 1104 858">(省略)</p> <p data-bbox="1249 890 1384 914">サイホン式</p> 	<p data-bbox="1832 140 1944 164">改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1668 180 1865 204">• 封水深を追記。 <li data-bbox="1668 547 1865 571">• 封水深を追記。 <li data-bbox="1668 874 1865 898">• 封水深を追記。

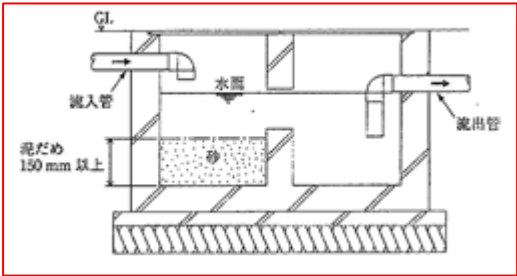
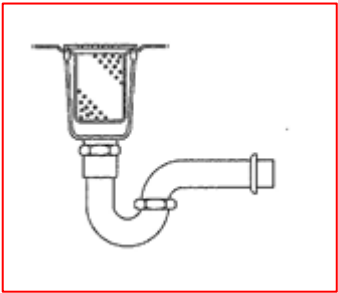
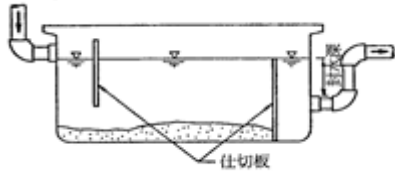
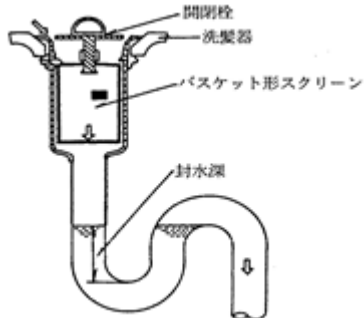
ページ	新	旧	改正理由
2-17	<p>(省略)</p>  <p>(省略)</p>  <p>(省略)</p> <p>㊤ サイホンボルテックス式 便器とタンクが一体となっており、サイホン作用に回転運動を与える渦巻き作用を加えたもので、溜水面が大きく汚物が水中に沈みやすく臭気の発散が抑えられ、乾燥面への汚物の付着が少ないことと洗浄時に空気の混入がほとんどなく洗浄音が小さいことが特徴である。</p> <p>サイホンボルテックス式</p> 	<p>(省略)</p> <p>サイホンゼット式</p>  <p>(省略)</p> <p>ブローアウト式</p>  <p>(省略)</p>	<p>・封水深を追記。</p> <p>・封水深を追記。</p> <p>・新機能方式を追加。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p>

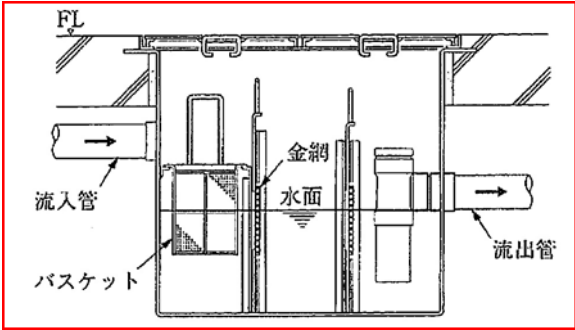
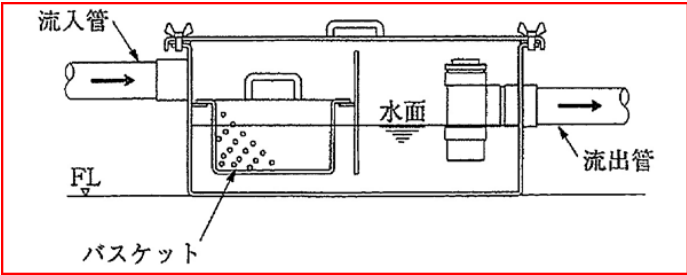
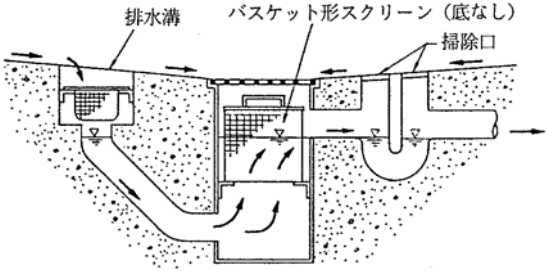
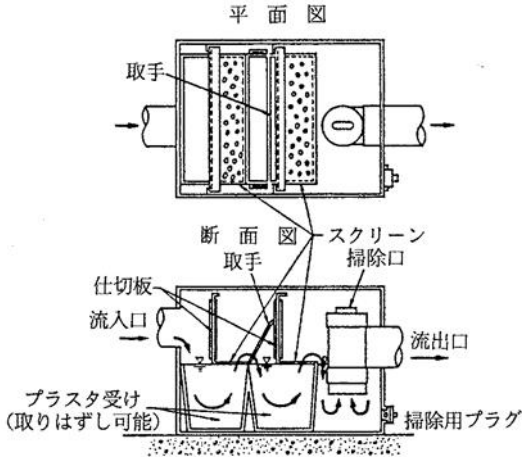
ページ	新	旧	改正理由																																																																																													
	<p>1) 洗浄方式</p> <p>大便器の洗浄方式には、専用洗浄弁式【JIS A520 7】、フラッシュバルブ式、ロータンク式及びハイタンク式があり、これを比較すると表2-7のとおりである。</p> <p>なお、最低必要水圧は製品ごとに異なるので設置時に確認する必要がある。</p>	<p>1) 洗浄方式</p> <p>大便器の洗浄方式には、フラッシュバルブ式、ロータンク式及びハイタンク式があり、これを比較すると表2-7のとおりである。</p>	<p>・新洗浄方式を追加。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p>																																																																																													
<p>2-18 ~19</p>	<p>表2-7 洗浄方式の比較</p> <table border="1" data-bbox="264 499 925 1114"> <thead> <tr> <th>方式</th> <th>洗浄弁 (フラッシュバルブ式)</th> <th>ロータンク式</th> <th>ハイタンク式</th> <th>専用洗浄弁式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水圧力と管径</td> <td>0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は、25mm以上とする。</td> <td>0.03MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は13mmである。</td> <td>ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。</td> <td>0.05MPa以上の水圧を必要とする。タンクレス便器は13mm。</td> </tr> <tr> <td>据付位置</td> <td>便器に近い低い位置に設ける。</td> <td>タンク底面は、床上50cm又はそれ以下になる。</td> <td>床上約1.8m以上に設ける。</td> <td>便器に近い位置に設ける。</td> </tr> <tr> <td>使用面積</td> <td>小</td> <td>大</td> <td>中</td> <td>小</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>複雑</td> <td>簡単</td> <td>簡単</td> <td>複雑</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>やや困難</td> <td>簡単</td> <td>やや困難</td> <td>やや困難</td> </tr> <tr> <td>据付工事</td> <td>容易</td> <td>容易</td> <td>やや困難(高い)</td> <td>容易</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>やや大</td> <td>小</td> <td>やや大</td> <td>小</td> </tr> <tr> <td>連続使用</td> <td>可</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>洗浄方式の例</p>  <div data-bbox="338 1129 844 1436" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>大便器の各給水方式の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検討項目</th> <th>洗浄弁方式</th> <th>ロータンク方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低必要水圧値*1</td> <td>0.07MPa</td> <td>0.03MPa</td> </tr> <tr> <td>給水管接続口径</td> <td>25mm *2</td> <td>13mm</td> </tr> <tr> <td>連続使用</td> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 流動時の水圧を示す。 *2 従来の洗浄弁は、給水管接続口径を25mmとしているが、近年の新機構(タンクレス便器)のものは13mmである。</p> </div>	方式	洗浄弁 (フラッシュバルブ式)	ロータンク式	ハイタンク式	専用洗浄弁式	給水圧力と管径	0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は、25mm以上とする。	0.03MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は13mmである。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。	0.05MPa以上の水圧を必要とする。タンクレス便器は13mm。	据付位置	便器に近い低い位置に設ける。	タンク底面は、床上50cm又はそれ以下になる。	床上約1.8m以上に設ける。	便器に近い位置に設ける。	使用面積	小	大	中	小	構造	複雑	簡単	簡単	複雑	修理	やや困難	簡単	やや困難	やや困難	据付工事	容易	容易	やや困難(高い)	容易	騒音	やや大	小	やや大	小	連続使用	可	不可	不可	不可	検討項目	洗浄弁方式	ロータンク方式	最低必要水圧値*1	0.07MPa	0.03MPa	給水管接続口径	25mm *2	13mm	連続使用	できる	できない	<p>表2-7 洗浄方式の比較</p> <table border="1" data-bbox="969 499 1637 1034"> <thead> <tr> <th>方式</th> <th>フラッシュバルブ式</th> <th>ロータンク式</th> <th>ハイタンク式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水圧力と管径</td> <td>0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は25mm以上とする。</td> <td>給水管径は13mmでよいが、据付位置が低く圧力が小さいので洗浄管径は38mm位必要である。</td> <td>ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。</td> </tr> <tr> <td>据付位置</td> <td>便器に近い低い位置に設ける。</td> <td>タンク底面は床上50cmまたはそれ以下になる。</td> <td>床上約1.8m以上に設ける。</td> </tr> <tr> <td>使用面積</td> <td>小</td> <td>大</td> <td>中</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>複雑</td> <td>簡単</td> <td>簡単</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>やや困難</td> <td>簡単</td> <td>やや困難</td> </tr> <tr> <td>据付工事</td> <td>容易</td> <td>容易</td> <td>やや困難(高い)</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>やや大</td> <td>小</td> <td>やや大</td> </tr> <tr> <td>連続使用</td> <td>可</td> <td>不可</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>洗浄方式の例</p> 	方式	フラッシュバルブ式	ロータンク式	ハイタンク式	給水圧力と管径	0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は25mm以上とする。	給水管径は13mmでよいが、据付位置が低く圧力が小さいので洗浄管径は38mm位必要である。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。	据付位置	便器に近い低い位置に設ける。	タンク底面は床上50cmまたはそれ以下になる。	床上約1.8m以上に設ける。	使用面積	小	大	中	構造	複雑	簡単	簡単	修理	やや困難	簡単	やや困難	据付工事	容易	容易	やや困難(高い)	騒音	やや大	小	やや大	連続使用	可	不可	不可	<p>・「専用洗浄弁式」を追加。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p>
方式	洗浄弁 (フラッシュバルブ式)	ロータンク式	ハイタンク式	専用洗浄弁式																																																																																												
給水圧力と管径	0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は、25mm以上とする。	0.03MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は13mmである。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。	0.05MPa以上の水圧を必要とする。タンクレス便器は13mm。																																																																																												
据付位置	便器に近い低い位置に設ける。	タンク底面は、床上50cm又はそれ以下になる。	床上約1.8m以上に設ける。	便器に近い位置に設ける。																																																																																												
使用面積	小	大	中	小																																																																																												
構造	複雑	簡単	簡単	複雑																																																																																												
修理	やや困難	簡単	やや困難	やや困難																																																																																												
据付工事	容易	容易	やや困難(高い)	容易																																																																																												
騒音	やや大	小	やや大	小																																																																																												
連続使用	可	不可	不可	不可																																																																																												
検討項目	洗浄弁方式	ロータンク方式																																																																																														
最低必要水圧値*1	0.07MPa	0.03MPa																																																																																														
給水管接続口径	25mm *2	13mm																																																																																														
連続使用	できる	できない																																																																																														
方式	フラッシュバルブ式	ロータンク式	ハイタンク式																																																																																													
給水圧力と管径	0.07MPa以上の水圧を必要とする。給水管径は25mm以上とする。	給水管径は13mmでよいが、据付位置が低く圧力が小さいので洗浄管径は38mm位必要である。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm、洗浄管径は32mmとする。																																																																																													
据付位置	便器に近い低い位置に設ける。	タンク底面は床上50cmまたはそれ以下になる。	床上約1.8m以上に設ける。																																																																																													
使用面積	小	大	中																																																																																													
構造	複雑	簡単	簡単																																																																																													
修理	やや困難	簡単	やや困難																																																																																													
据付工事	容易	容易	やや困難(高い)																																																																																													
騒音	やや大	小	やや大																																																																																													
連続使用	可	不可	不可																																																																																													

ページ	新	旧	改正理由
	<p>㊦ 節水形便器</p> <p>洗浄、排水、封水等の機能を維持しながら1回当たりの洗浄水量を減らして節水を図った節水形便器がある。JIS A 5207 では、洗浄水量により節水の区分を定めている。節水Ⅰ形は洗浄水量8.5L以下、節水Ⅱ形は洗浄水量6.5L以下としている。また、洗浄水量8.5Lを超える大便器を一般形大便器と定義している。</p> <p>節水形便器の採用に当たっては、宅地内公共ますまでの距離及び器具の配置状況等を勘案してその宅地に適合した器具の選定を行う。</p>	<p>㊦ 節水形便器</p> <p>洗浄、排水、封水等の機能を維持しながら1回当たりの洗浄水量を減らして節水を図った節水形便器がある。JIS A 5207 では、<u>「1回当たりの使用水量を、洗出し形及び洗落とし形においては8ℓ以下、サイホン及びサイホンゼット形においては9ℓ以下に減じた便器」を節水形大便器と定義している。</u></p> <p>節水形便器の採用に当たっては、宅地内公共ますまでの距離及び器具の配置状況等を勘案してその宅地に適合した器具の選定を行う。<u>便器の使用水量が5ℓ以上 10ℓ以下の場合の汚物搬送距離の実験の結果を図2-12に示す。</u></p>	<p>・JISの定義内容の修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・参考図の省略。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>
2-19	<p>(省略)</p> <p>(削除) (図削除)</p> <p>(省略)</p> <p>2) 小便器</p> <p>小便器には、壁面に取り付けるろうと(漏斗)形した壁掛け小便器と壁掛けストール小便器及び床上に設置するストール(便器に「そで」状の仕切りがある形)小便器がある(図2-12)。トラップ付きは施工や管理面で有利である。なお、トラップの封水深は50mm以上必要である。</p> <p>図2-12 小便器の種類</p> <p>(省略)</p> <p>図2-13 寒冷地の水洗便所の例</p>	<p>(省略)</p> <p>図2-12 使用水量による搬送距離 (図省略)</p> <p>(省略)</p> <p>2) 小便器</p> <p>小便器には、壁面に取り付けるろうと(漏斗)形した壁掛け小便器と壁掛けストール小便器及び床上に設置するストール(便器に「そで」状の仕切りがある形)小便器がある(図2-13)。トラップ付きは施工や管理面で有利である。</p> <p>図2-13 小便器の種類</p> <p>(省略)</p> <p>図2-14 寒冷地の水洗便所の例</p>	<p>・参考図の省略。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・参照図番号の修正。 ・封水深基準を追加。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・前図削除による番号修正。</p> <p>・図番号ずれの修正。</p>
2-20 ~21	<p>(省略)</p> <p>① グリース阻集器(油脂分離槽)</p> <p>営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止</p>	<p>(省略)</p> <p>① グリース阻集器(油脂分離槽)</p> <p>営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止</p>	<p>・参照図番号の修正。</p>

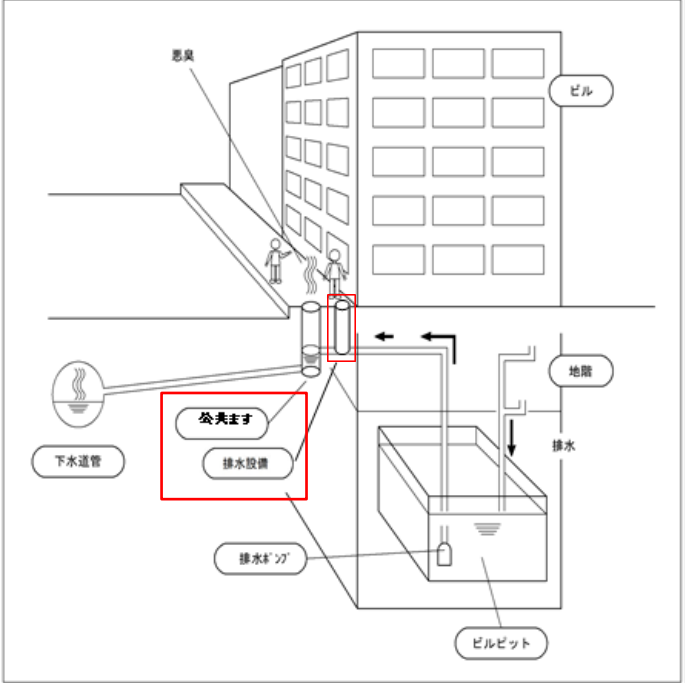
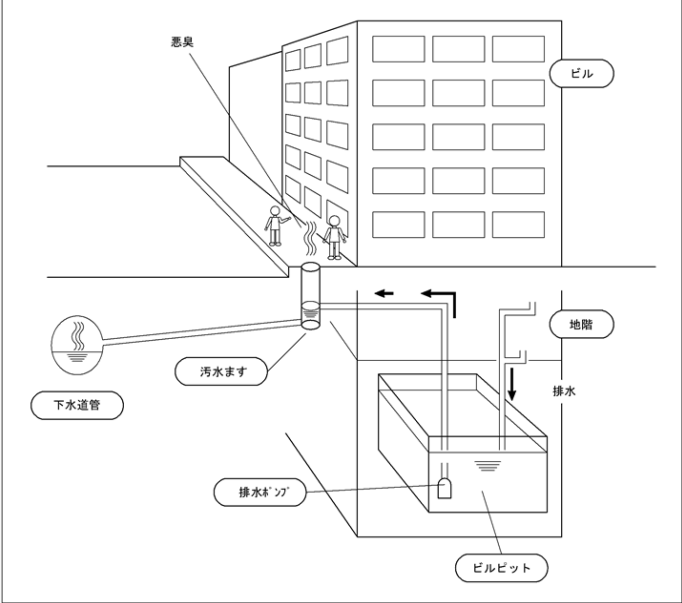
ページ	新	旧	改正理由
	<p>する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。(図2-14)</p> <p>(省略)</p> <p>ア) グリース阻集器の容量・構造は、調理場の規模、阻集器の許容流入流量及び標準阻集量から選定する。阻集器の分離性能を妨げる後付けのばっ気装置(阻集器内が攪拌され、阻集グリース及び堆積残さが流出するため)や油処理剤(油脂分を乳化させ分散させるだけで流出するため)は使用しないものとする。</p> <p>グリース阻集器には、工場製造阻集器と現場施工阻集器に大別でき SHASE-S 2 1 7-2016(グリース阻集器。以下「SHASE-S 2 1 7」という)に構造基準等が規定されている。</p> <p>また、この基準に基づいて日本阻集器工業会が認定品を定めている。</p>	<p>する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。(図2-15)</p> <p>(省略)</p> <p>ア) グリース阻集器の容量・構造は、調理場の規模、阻集器の許容流入流量及び標準阻集量から選定する。</p> <p><u>日本阻集器工業会では、空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 2 1 7-1 9 9 9「グリース阻集器」(以下「SHASE 2 1 7という」に基づいた認定を実施しており、認定品にはすべて認定証票は貼付されている。</u></p>	<p>・グリース阻集器の使用条件の追記及び基準の修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>
2-21	<p>(省略)</p> <p>ウ) 適切な維持管理を行う。</p> <p>グリース阻集器の維持管理については、「SHASE 2 1 7」に容量の面から管理方法を㉗～㉙までを参考として示しているが、臭気や衛生の点から、本市では図2-15に示すとおりとしている。</p> <p>(省略)</p> <p>② オイル阻集器(油水分離槽)</p> <p>給油場等、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用せず独立のものとする。(図2-16)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>ウ) 適切な維持管理を行う。</p> <p>グリース阻集器の維持管理については、「SHASE 2 1 7」に容量の面から管理方法を㉗～㉙までを参考として示しているが、臭気や衛生の点から、本市では図2-16に示すとおりとしている。</p> <p>(省略)</p> <p>② オイル阻集器(油水分離槽)</p> <p>給油場等、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用せず独立のものとする。(図2-17)</p> <p>(省略)</p>	<p>・参照図番号の修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p>

ページ	新	旧	改正理由
2-22	<p>図 2-14 グリース阻集器の例</p> <p>図 2-15 グリース阻集器の保守・管理 (省略)</p> <p>図 2-16 オイル阻集器の例</p> <p>(a) 工場製造阻集器 (SHASE-S 206-2009)[※]</p> <p>(b) 現場施行阻集器 (SHASE-S 206-2009)[※]</p> <p>(注 1) オイル阻集器は、砂阻集器を兼ねる場合がある。</p>	<p>図 2-15 グリース阻集器の例</p> <p>図 2-16 グリース阻集器の保守・管理 (省略)</p> <p>図 2-17 オイル阻集器の例</p> <p>(注 1) オイル阻集器は、<u>サンド</u>阻集器を兼ねる場合がある。</p> <p>(注 2) 第 1 槽の封水深を 300mm としたのは、第 1 槽目は土砂がたまりやすいので泥だめ深さを大きくしたためである。</p>	<p>・ 図番号ずれの修正。</p> <p>・ 図番号ずれの修正。</p> <p>・ 図番号ずれの修正。</p> <p>現在の一般的な図例に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>
2-23	<p>③ 砂阻集器及びセメント阻集器</p> <p>排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときは、阻集器を設けて固形物を分離する。底部の泥だめの深さは、150mm以上とする。(図 2-17)</p> <p>④ 毛髪阻集器</p> <p>理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管中に流入するのを阻止する(図 2-</p>	<p>③ <u>サンド</u>阻集器及びセメント阻集器</p> <p>排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときは、阻集器を設けて固形物を分離する。底部の泥だめの深さは、150mm 以上とする。(図 2-18)</p> <p>④ <u>ヘア</u>阻集器</p> <p>理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管中に流入するのを阻止する(図 2-</p>	<p>・ 阻集器名称変更。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・ 参照図番号の修正。</p> <p>・ 阻集器名称変更。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p>18)。また、プールや公衆浴場には大形ヘア阻集器を設ける。</p> <p>図2-17 砂阻集器の例</p>  <p>図2-18 毛髪阻集器の例</p>  <p>⑤ 繊維くず阻集器 営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布屑、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。(図2-19)</p>	<p>19)。また、プールや公衆浴場には大形ヘア阻集器を設ける。</p> <p>図2-18 サンド阻集器の例</p>  <p>図2-19 ヘア阻集器の例</p>  <p>⑤ ランドリー阻集器 営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布屑、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。(図2-20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図番号ずれの修正。 ・ 図番号ずれの修正及び阻集器名称変更。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ 現在の一般的な図例に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ 図番号ずれの修正及び阻集器名称変更。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ 現在の一般的な図例に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ 阻集器名称変更。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ 参照図番号の修正。

ページ	新	旧	改正理由
	<p data-bbox="360 177 761 209">図 2-19 繊維くず阻集器の例</p>  <p data-bbox="304 579 562 611">⑥ プラスタ阻集器</p> <p data-bbox="327 620 952 762">外科ギブス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。(図 2-20)</p> <p data-bbox="360 772 761 804">図 2-20 プラスタ阻集器の例</p> 	<p data-bbox="1066 177 1494 209">図 2-20 ランドリー阻集器の例</p>  <p data-bbox="1010 579 1267 611">⑥ プラスタ阻集器</p> <p data-bbox="1032 620 1657 762">外科ギブス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。(図 2-21)</p> <p data-bbox="1066 772 1467 804">図 2-21 プラスタ阻集器の例</p> 	<p data-bbox="1659 177 2107 284">・ 図番号ずれの修正及び阻集器名称変更。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p data-bbox="1659 293 2107 400">・ 現在の一般的な図例に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p data-bbox="1659 620 1924 652">・ 参照図番号の修正。</p> <p data-bbox="1659 772 2107 914">・ 図番号ずれの修正。 ・ 現在の一般的な図例に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>

ページ	新	旧	改正理由
2-24	<p>(省略)</p> <p>§ 9 排水槽</p> <p>(省略)</p> <p>なお、排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排出する。(図1-2 P.1-6)</p> <p>(省略)</p> <p>2) 排水槽設置上の留意点</p> <p>排水槽の設置にあたっては、次の点に留意する。(図2-21)</p> <p>図2-21 排水槽の例</p>	<p>(省略)</p> <p>§ 9 排水槽</p> <p>(省略)</p> <p>なお、排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排出する。(図1-2)</p> <p>(省略)</p> <p>2) 排水槽設置上の留意点</p> <p>排水槽の設置にあたっては、次の点に留意する。(図2-22)</p> <p>図2-22 排水槽の例</p>	<p>・参照図の掲載ページを追記。</p> <p>・参照図番号の修正。</p> <p>・図番号ずれの修正。</p>
2-25 ~26	<p>(省略)</p> <p>② ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統(屋外排水設備)に排出し、市が管理する公共ますに直接流入しないこと。また、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。</p> <p>(省略)</p> <p>3) 排水槽からの悪臭の発生原因と対策</p> <p>① 構造上の対策</p> <p>(省略)</p> <p>この場合は、嫌気状態を抑制するために、ばっ気、かくはん(攪拌)併設装置又は低水位の排水を排出するために排水用補助ポンプを設けるか、あるいは、排水槽の容量を小さくするために即時排水型排水槽(図2-22)等を設ける。即時排水型排水槽を設置あるいは既設排水槽を即時排水型排水槽に改造するにあたっては、「即時排水型ビルピット設備 技術マニュアル-2002年3月-」(財団法人下水道新技術推進機構発行)を参照されたい。(参考資料4、5)</p>	<p>(省略)</p> <p>② ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統(屋外排水設備)に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。</p> <p>(省略)</p> <p>3) 排水槽からの悪臭の発生原因と対策</p> <p>① <u>構造面</u></p> <p>(省略)</p> <p>この場合は、嫌気状態を抑制するために、ばっ気、かくはん(攪拌)併設装置又は低水位の排水を排出するために排水用補助ポンプを設けるか、あるいは、排水槽の容量を小さくするために即時排水型排水槽(図2-23)等を設ける。即時排水型排水槽を設置あるいは既設排水槽を即時排水型排水槽に改造するにあたっては、「即時排水型ビルピット設備 技術マニュアル-2002年3月-」(財団法人下水道新技術推進機構発行)を参照されたい。</p>	<p>・公共ますの適切な管理のため、圧送管を直接接続しないことを明記。</p> <p>・見出しの表現修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・参照図番号の修正。</p> <p>・参照する参考資料を追記。</p>

ページ	新	旧	改正理由
2-26 ~27	<p>(省略)</p> <p>図 2-22 即時排水型排水槽の例 (図省略)</p> <p>図 2-23 ビルピット臭気概念図</p>  <p>② 維持管理上の対策</p> <p>排水槽に流した汚水を嫌気状態で長時間滞させたり、あるいは、排水槽の壁面への汚物の付着や底面への沈殿堆積を長時間放置させると、悪臭が発生する。</p> <p>排水槽の腐敗防止対策として、以下の方法の組み合わせが考えられる。</p>	<p>(省略)</p> <p>図 2-23 即時排水型排水槽の例 (図省略)</p> <p>図 2-24 ビルピット臭気概念図</p>  <p>② 維持管理面</p> <p>排水槽に流した汚水を嫌気状態で長時間滞させたり、あるいは、排水槽の壁面への汚物の付着や底面への沈殿堆積を長時間放置させると、悪臭が発生する。</p> <p><u>この場合は、以下の方法を組み合わせて排水槽の腐敗を防ぐ。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図番号ずれの修正。 ・ 図番号ずれの修正。 ・ 公共ますへ直接接続することのないよう、排水ポンプから公共ますまでの管の途中に排水設備（ます）を追記。 ・ 見出しの表現修正。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用） ・ 対策方法の多様化による表現の修正。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）
2-27	<p>(省略)</p> <p>り) 排水ポンプ始動水位を適正に設定することにより汚水等が長時間にわたり滞留しないようにす</p>	<p>(省略)</p> <p>り) 排水ポンプ始動水位を適正に設定することにより汚水等が長時間にわたり滞留しないようにす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体例を追記。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準

ページ	新	旧	改正理由
	<p>る（例えば2時間以内）。</p> <p>エ) 排水ポンプの運転を水位制御、時間制御の併用方式にする。</p> <p>オ) 排水槽に異物や油脂分が流入しないように、阻集器を設置すること。</p> <p>カ) 排水槽の構造、容量の改善を可能な限り行うこと。</p> <p>キ) 圧送先における接続方法について、スムーズな流入となるように指導する。</p> <p>ク) 予旋回槽を設置したり槽形状をすり鉢状とし、槽内に残る汚水を最小限とする。</p> <p>ケ) 街渠ますに防臭リッドを設置し、悪臭の軽減を図る。しかし、これを設置することにより路面排水能力が低下するおそれや、また、下水道管渠等内部に硫化水素が滞留する危険性に留意する。</p> <p>コ) ビルピット設置の申請には、事前協議を義務付け、検査も全件数実施する。</p> <p>4) 排水槽の維持管理</p> <p>① 排水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等について、定期的に清掃、機械の点検を行い（少なくとも年2回以上、建築物における衛生環境の確保に関する法律（ビル管理法）による建築物環境衛生管理基準）、常に清潔良好な状態に保つようにする（表2-8、参考資料2、4）。また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。</p> <p>② 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを流入させてはならない。</p> <p>③ 予備ポンプは普段の点検、補修を十分に行い機能の確認を行う。</p> <p>④ 清掃時等に発生する汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共</p>	<p>る。</p> <p>4) 排水槽の維持管理</p> <p>① <u>水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等について、定期的に清掃、機械の点検を行い、常に清潔な状態を保つようにする（少なくとも年3回以上）（表2-8）。また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。</u></p> <p>② <u>予備ポンプは普段の点検、補修を十分に行い機能の確認を行う。</u></p> <p>③ <u>清掃時等に発生する汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共下水道等に投棄してはならない。</u></p> <p>④ <u>排水槽に関する図面（構造図等）及び排水槽等の保守点検記録簿を整備しておくこと。</u></p>	<p>用)</p> <p>・「エ) から コ)」 具体的対策方法を追記。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p> <p>・清掃、点検の基準の明記。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p> <p>・異物等の流入の禁止を追記。</p> <p>・項目追加による番号ずれ。</p> <p>・項目追加による番号ずれ。</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p>下水道等に投棄してはならない。</p> <p>⑤ 排水槽に関する図面（配管図、構造図等）及び排水槽等の保守点検記録等を整備しておかなければならない。</p> <p>⑥ 排水槽内において点検及び清掃作業等を行う場合は、作業前から、ガス検知器具により硫化水素濃度を測定し、常に安全を確認すること。また、十分換気を行い、作業終了後、槽内に作業員がいないことを確認するまで換気を継続すること。</p>	<p>⑤ <u>清掃作業時の酸欠事故防止のため、排水槽内の換気を十分に行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目追加による番号ずれ及び図面種類の追加。 ・項目追加による番号ずれ及び点検及び清掃作業における安全確認について具体的な内容に修正。
2-28	<p>(省略)</p> <p>(3) 雨水量 雨水排水管の設計に用いる最大雨水量は、その地域の降水量から定めるものとする。(参考資料 3 P. 参-3-4)</p> <p>(省略)</p> <p>§ 12 間接排水 (省略)</p> <p>このため、食物、食器等を取り扱う機器からの排水や飲料水を使用する機器からの排水は、排水管と直結して排水することをせず、一度、大気中に開放して所要の排水口空間をとって、間接排水用の水受け容器に排出する。間接排水とする機器の排水を表 2-9 に例示する。</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) 雨水量 雨水排水管の設計に用いる最大雨水量は、その地域の降水量から定めるものとする。(参考資料 9 P. 参-9-4)</p> <p>(省略)</p> <p>§ 12 間接排水 (省略)</p> <p>このため、食物、食器等を取り扱う機器からの排水や飲料水を使用する機器からの排水は、排水管と直結して排水することをせず、一度、大気中に開放して所要の排水口空間をとって、間接排水用の水受け容器に排出する。 <u>間接排水とする機器の排水には、次のものがある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料掲載場所の変更。 ・機器の排水の種類を「項目列举」から「表」に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)

2-29

表2-9 間接排水とする機器・装置及び配管末端の開口方法

区分	機器・装置	配管末端の開口方法		区分	機器・装置	配管末端の開口方法	
		A	B			A	B
サビレス用機器	飲料用機器 ・水飲み器 ・飲料用冷水器 ・給茶器 ・浄水器	○	○	配管・装置の排水	(1) 貯水槽のオーバーフローおよび排水 ・膨張水槽のオーバーフローおよび排水	○	○
	冷蔵機器 ・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・その他の食品冷蔵・冷凍機器	○	○		(2) 上水ポンプの排水 ・給湯ポンプの排水 ・飲料用冷水ポンプの排水	○	○
	ちゅう房機器 ・皮むき機 ・洗米機 ・製氷機 ・食器洗浄機 ・食器洗い乾燥機 ・消毒器 ・カウンタ渡し ・調理用流し ・その他水を使用する機器	○	○		(3) 露受け皿の排水	○	○
		○	○		(4) 上水系統の水抜き ・給湯系統の水抜き ・飲料用冷水系統の水抜き	○	○
		○	○		(5) 消火栓系統の水抜き ・スプリンクラー系統の水抜き	○	○
		○	○		(6) 上水・給湯用過し弁の排水	○	○
		○	○		(7) 水ジャケットの排水	○	○
	洗濯機器 ・洗濯機 ・脱水機 ・洗濯機パン	○	○		(8) 太陽熱給湯装置のオーバーフロー、排水および空気抜き弁の排水	○	○
		○	○		(9) 冷蔵庫の排水 ・冷却塔の排水 ・冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水	○	○
	医療・研究用機器	・蒸留水装置	○		○	(10) 空調用機器の排水	○
・滅菌水装置		○	○	(11) 上水処理装置の排水	○	○	
・滅菌器 ・滅菌装置 ・消毒器 ・洗浄器 ・洗浄装置 ・水治療用機器		○	○	温水系統などの排水	貯湯槽からの排水 ・電気温水機器からの排水 ・ボイラからの排水 ・熱交換器からの排水 ・蒸気管のドリップ排水	○	○
水まじり設備	・プール自体の排水 ・オーバーフロー排水 ・周縁歩道の床排水 ・ろ過装置逆洗水	○	○		○	○	
	浴槽設備	・浴槽自体の排水 ・オーバーフロー排水 ・ろ過装置逆洗水	○		○	○	○
水汲設備		・噴水自体の排水 ・オーバーフロー排水 ・ろ過装置逆洗水	○	○	○	○	

(注1) この表は、間接排水とすべき機器・装置などの代表的なものを示している。したがって、この表にないものでも、汚染を防止する必要があるものについては、間接排水とする。
 (注2) A：排水口空間とする。B：排水口空間または排水口開放とする。

SHASE-S206-2009

1) 配管

容易に掃除及び洗浄ができるように配管し、水受け容器までの配管長が150cmを越える場合には、その機器・装置に近接してトラップを設ける。機器・装置の種類、排水の種類によって排水系統を分ける。

1) 配管

容易に掃除及び洗浄ができるように配管し、水受け容器までの配管長が50cmを越える場合には、その機器・装置に近接してトラップを設ける。機器・装置の種類、排水の種類によって排水系統を分ける。

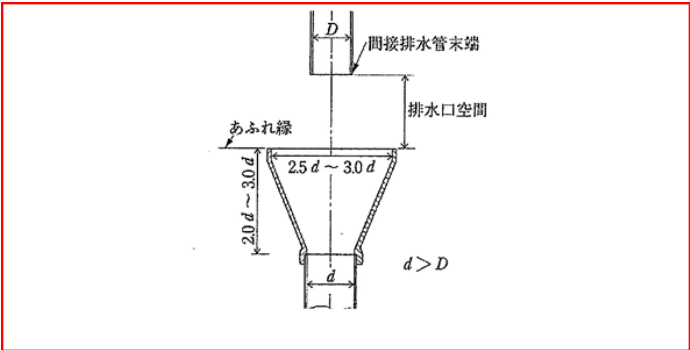
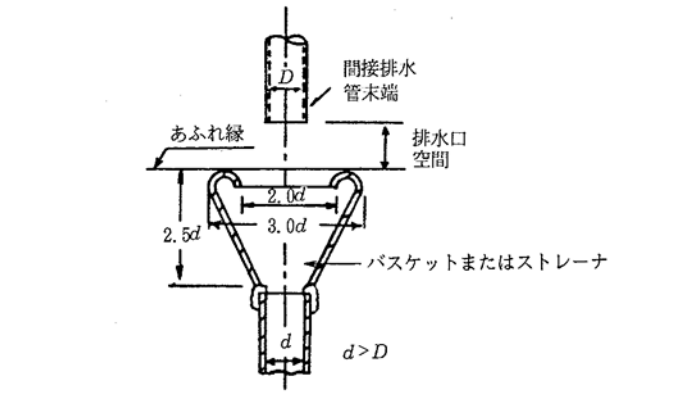
・「項目列举」から「表」に修正。
 (参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)

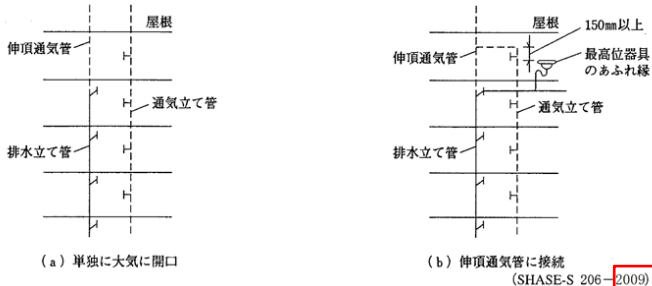
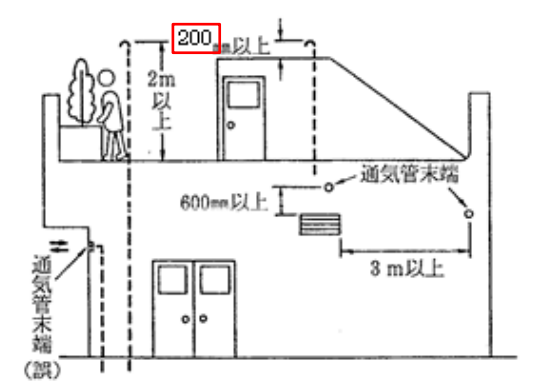
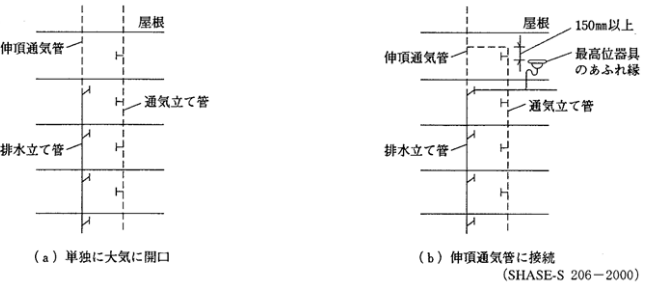
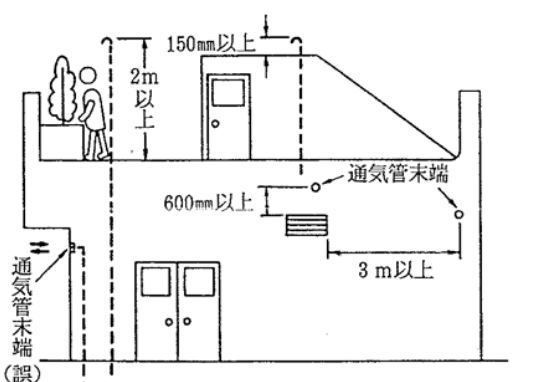
・数値誤りを修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)

2-30

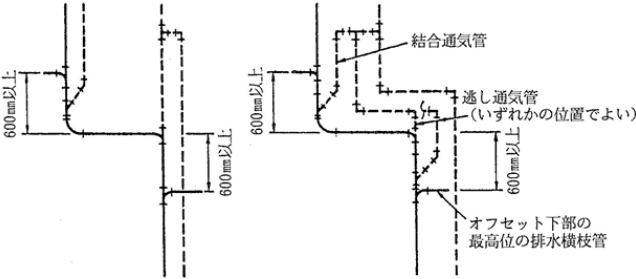
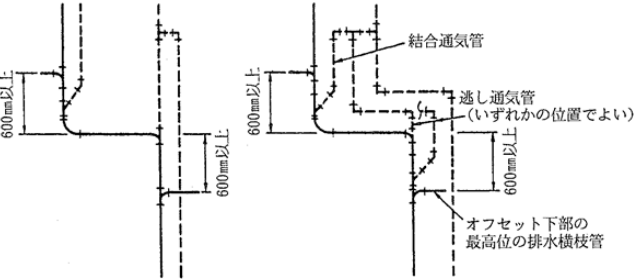
(省略)
 2) 排水口空間
 (省略)

(省略)
 2) 排水口空間
 (省略)

ページ	新	旧	改正理由
	<p>サービス用機器及び医療・研究用機器以外の間接排水管は、屋上又は機械室その他の排水溝に排水口空間をとって開口させてもよい。</p> <p>排水口空間は、表2-10のとおりとする。図2-24にトラップ付きホップ・漏斗の例をしめす。</p> <p>表2-10 排水口空間 (表省略)</p> <p style="text-align: center;">SHASE 206-2009</p> <p>図2-24 トラップ付きホップ・漏斗の例</p> 	<p>上記(6)～(15)の間接排水管は、屋上又は機械室その他の排水溝に排水口空間をとって開口させてもよい。</p> <p>排水口空間は、表2-9のとおりとする。図2-25にトラップ付きホップ・漏斗の例をしめす。</p> <p>表2-9 排水口空間 (表省略)</p> <p style="text-align: center;">SHASE 206-2000</p> <p>図2-25 トラップ付きホップ・漏斗の例</p> 	<p>・「項目列举」から「機器名」に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・参照表番号及び図番号の修正。</p> <p>・表番号のずれの修正。</p> <p>・出典を最新に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・現在の一般的な図例に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>
2-31	<p>(省略)</p> <p>1) 通気管の種類</p> <p>通気管には、次の種類がある。(図2-25)</p> <p>図2-25 各種通気管の種類</p>	<p>(省略)</p> <p>1) 通気管の種類</p> <p>通気管には、次の種類がある。(図2-26)</p> <p>図2-26 各種通気管の種類</p>	<p>・参照図番号の修正。</p> <p>・図番号のずれの修正。</p>
2-32	<p>⑦ 共用通気管 (省略)</p> <p>2) 通気管の一般的留意点 (省略)</p> <p>③ 通気立て管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は単独に大気中に開口するか(図</p>	<p>⑦ 供用通気管 (省略)</p> <p>2) 通気管の一般的留意点 (省略)</p> <p>③ 通気立て管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は単独に大気中に開口するか(図</p>	<p>・誤字の修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p>

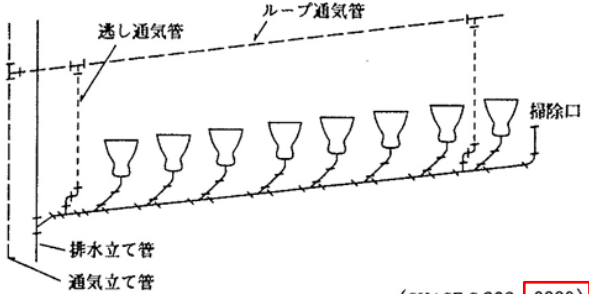
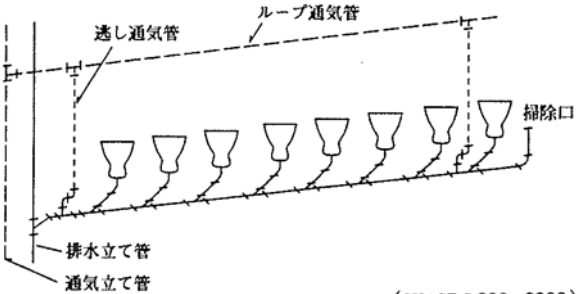
ページ	新	旧	改正理由
	<p>2-26(a)、最高位の器具のあふれ縁から150mm以上高い位置で伸頂通気管に接続する(図2-26(b))。</p> <p>図2-26 通気立て管の上部の処置</p>  <p>(a) 単独に大気へ開口</p> <p>(b) 伸頂通気管に接続 (SHASE-S 206-2009)</p> <p>(省略)</p> <p>④ 屋根を貫通する通気管は、屋根から200mm以上立ち上げて大気中に開口する。(図2-27)</p> <p>図2-27 通気管末端の開口位置</p>  <p>(誤)</p>	<p>2-27(a)、最高位の器具のあふれ縁から150mm以上高い位置で伸頂通気管に接続する(図2-27(b))。</p> <p>図2-27 通気立て管の上部の処置</p>  <p>(a) 単独に大気へ開口</p> <p>(b) 伸頂通気管に接続 (SHASE-S 206-2000)</p> <p>(省略)</p> <p>④ 屋根を貫通する通気管は、屋根から150mm以上立ち上げて大気中に開口する。(図2-28)</p> <p>図2-28 通気管末端の開口位置</p>  <p>(誤)</p>	<p>・ 出典を最新に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・ 基準値の改正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・ 参照図番号の修正。</p> <p>・ 図番号のずれの修正。</p> <p>・ 屋根を貫通する通気管のから立ち上げ高さを200mm以上に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>

ページ	新	旧	改正理由
2-33	<p>⑤ 屋根を庭園、運動場、物干場等に使用する場合は、屋上を貫通する通気管は屋上から2m以上立ち上げて大気中に開口する。(図2-27)</p> <p>⑥ 通気管の末端が建物の出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、これらの換気用開口部の上端から600mm以上立ち上げて大気中に開口する。これができない場合は、換気用開口部から水平に3m以上はなす。また、通気管の末端は、建物の張出し部の下方に開口しない。(図2-27)</p> <p>⑦ 排水横枝管から通気管を取り出すときは、排水管の垂直中心線上部から鉛直又は鉛直から45°以内の角度とする。(図2-28) 図2-28 通気管の取出し方法 (図省略)</p> <p>⑧ 横走りする通気管は、その階における最高位の器具のあふれ縁から少なくとも150mm上方で横走りさせる。ループ通気方式等でやむを得ず通気管を床下等の低位で横走りさせる場合に他の通気枝管又は通気立て管に接続するときは、上記の高さ以上とする。(図2-29) 図2-29 条件付きで認められる底位通気配管の例 (省略)</p> <p>ア) オフセットの上部と下部とそれぞれ単独な排水立て管としての通気管を設ける。(図2-30(a))</p> <p>イ) オフセット下部の排水立て管の立上げ延長部分、又はオフセット下部の排水立て管の最高位の排水横枝管が接続する箇所より上方の部分に逃し通気管を設け、またオフセットの上方部分に結合通気管を設ける。(図2-30(b))</p>	<p>⑤ 屋根を庭園、運動場、物干場等に使用する場合は、屋上を貫通する通気管は屋上から2m以上立ち上げて大気中に開口する。(図2-28)</p> <p>⑥ 通気管の末端が建物の出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、これらの換気用開口部の上端から600mm以上立ち上げて大気中に開口する。これができない場合は、換気用開口部から水平に3m以上はなす。また、通気管の末端は、建物の張出し部の下方に開口しない。(図2-28)</p> <p>⑦ 排水横枝管から通気管を取り出すときは、排水管の垂直中心線上部から鉛直又は鉛直から45°以内の角度とする。(図2-29) 図2-29 通気管の取出し方法 (図省略)</p> <p>⑧ 横走りする通気管は、その階における最高位の器具のあふれ縁から少なくとも150mm上方で横走りさせる。ループ通気方式等でやむを得ず通気管を床下等の低位で横走りさせる場合に他の通気枝管又は通気立て管に接続するときは、上記の高さ以上とする。(図2-30) 図2-30 条件付きで認められる底位通気配管の例 (省略)</p> <p>ア) オフセットの上部と下部とそれぞれ単独な排水立て管としての通気管を設ける。(図2-31(a))</p> <p>イ) オフセット下部の排水立て管の立上げ延長部分、又はオフセット下部の排水立て管の最高位の排水横枝管が接続する箇所より上方の部分に逃し通気管を設け、またオフセットの上方部分に結合通気管を設ける。(図2-31(b))</p>	<p>・参照図番号の修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p> <p>・図番号のずれの修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p> <p>・図番号のずれの修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p>

ページ	新	旧	改正理由
2-34	<p data-bbox="360 181 943 256">図 2-30 45° を超えるオフセットの部の通気方法</p>  <p data-bbox="293 580 510 616">(a)オフセットの上部と下部とを単独に通気する方法</p> <p data-bbox="568 580 875 616">(b)オフセット部に逃し通気管と結合通気管とを設ける方法</p> <p data-bbox="680 628 846 647">(SHASE-S 206-2009)</p> <p data-bbox="360 730 943 948">垂直に対して45° 以下のオフセットの場合でも、オフセットの上部より上方、又は下部より下方に、それぞれ600mm以内に器具排水管又は排水横枝管を接続する場合は上記と同様に通気管を設ける。この場合の逃し通気管は、図 2-2 (a) (P. 2-4) 下図のとおりとする。</p> <p data-bbox="322 959 398 986">(省略)</p> <p data-bbox="331 999 943 1286">⑪ 寒冷地及び積雪地における通気管末端の開口部は、凍結や積雪によって閉そくされることのないようにする。凍結によって閉そくされるおそれがある場合は、開口部の管径を75mm以上とし、開口部において管径を増大する必要が生じた場合は、建物内部の屋根又は外壁の内面から原則として300mm以上離れた位置で管径の変更を行う。(図 2-31)</p> <p data-bbox="360 1299 898 1326">図 2-31 大気開口部の凍結防止措置の例</p>	<p data-bbox="1070 181 1653 256">図 2-31 45° を超えるオフセットの部の通気方法</p>  <p data-bbox="1001 580 1218 616">(a)オフセットの上部と下部とを単独に通気する方法</p> <p data-bbox="1276 580 1583 616">(b)オフセット部に逃し通気管と結合通気管とを設ける方法</p> <p data-bbox="1388 628 1554 647">(SHASE-S 206-2000)</p> <p data-bbox="1070 730 1653 948">垂直に対して45° 以下のオフセットの場合でも、オフセットの上部より上方、又は下部より下方に、それぞれ600mm以内に器具排水管又は排水横枝管を接続する場合は上記と同様に通気管を設ける。この場合の逃し通気管は、図 2-2 (a) 下図のとおりとする。</p> <p data-bbox="1032 959 1108 986">(省略)</p> <p data-bbox="1041 999 1653 1286">⑪ 寒冷地及び積雪地における通気管末端の開口部は、凍結や積雪によって閉そくされることのないようにする。凍結によって閉そくされるおそれがある場合は、開口部の管径を75mm以上とし、開口部において管径を増大する必要が生じた場合は、建物内部の屋根又は外壁の内面から原則として300mm以上離れた位置で管径の変更を行う。(図 2-32)</p> <p data-bbox="1070 1299 1608 1326">図 2-32 大気開口部の凍結防止措置の例</p>	<p data-bbox="1666 181 1951 209">・ 図番号のずれの修正。</p> <p data-bbox="1666 269 2096 373">・ 出典を最新に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p data-bbox="1666 730 2033 758">・ 参照図の掲載ページを追記。</p> <p data-bbox="1666 999 1921 1026">・ 参照図番号の修正。</p> <p data-bbox="1666 1299 1951 1326">・ 図番号のずれの修正。</p>
2-35	<p data-bbox="360 1347 943 1422">表 2-11 トラップウェアから通気管までの距離</p>	<p data-bbox="1070 1347 1653 1422">表 2-10 トラップウェアから通気管までの距離</p>	<p data-bbox="1666 1347 1951 1374">・ 表番号のずれの修正。</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p>(表省略)</p> <p style="text-align: center;">SHASE 206-2009</p> <p>(省略)</p> <p>N P Cに準拠した結果を表2-11に示す。なお、トラップウェアから通気接続箇所までの長さを図2-32に示す。</p> <p>図2-32 トラップウェアと通気管との距離</p>	<p>(表省略)</p> <p style="text-align: center;">SHASE 206-<u>2000</u></p> <p>(省略)</p> <p>N P Cに準拠した結果を表2-10に示す。なお、トラップウェアから通気接続箇所までの長さを図2-33に示す。</p> <p>図2-33 トラップウェアと通気管との距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出典を最新に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ 参照表番号及び図番号の修正。 ・ 図番号のずれの修正。
2-36	<p>図2-33 各個通気管の取出し位置</p> <p>トラップウェアにあまりにも近い位置から通気管を取り出すと、排水のたびに通気管に排水が流入し、各個通気管の壁にスケールなどが付着して短期間の内に通気管を詰まらせる原因となるので、図2-33に示すように、トラップウェアから下流方向に排水管径の2倍以上の距離を離してから取り出す必要がある。</p> <p>(省略)</p> <p>か) 共用通気できる場合</p> <p>背中合わせ又は並列にある2個の器具の器具排水管が、同じ高さで排水立て管に接続し、かつトラップと通気管との距離が前記aに適合している場合は共用通気でもよい。(図2-34)</p> <p>図2-34 共用通気できる場合の例(V. T. Manas)</p> <p>(図省略)</p> <p>また、同一階で、背中合わせ又は並列に設けられた2個の器具の器具排水管が一つの排水立て管に異なった高さで接続し、共用通気にする場合は、排水立て管の管径を上部の器具の器具排水管の管径より1サイズ大きくし、かつ下部の器具排水管の管径より小さくならないようにする。なお、器具排水管はア)に適合したものとする。(図2-35)</p>	<p>図2-34 各個通気管の取出し位置</p> <p>トラップウェアにあまりにも近い位置から通気管を取り出すと、排水のたびに通気管に排水が流入し、各個通気管の壁にスケールなどが付着して短期間の内に通気管を詰まらせる原因となるので、図2-34に示すように、トラップウェアから下流方向に排水管径の2倍以上の距離を離してから取り出す必要がある。</p> <p>(省略)</p> <p>か) 共用通気できる場合</p> <p>背中合わせ又は並列にある2個の器具の器具排水管が、同じ高さで排水立て管に接続し、かつトラップと通気管との距離が前記aに適合している場合は共用通気でもよい。(図2-35)</p> <p>図2-35 共用通気できる場合の例(V. T. Manas)</p> <p>(図省略)</p> <p>また、同一階で、背中合わせ又は並列に設けられた2個の器具の器具排水管が一つの排水立て管に異なった高さで接続し、共用通気にする場合は、排水立て管の管径を上部の器具の器具排水管の管径より1サイズ大きくし、かつ下部の器具排水管の管径より小さくならないようにする。なお、器具排水管はア)に適合したものとする。(図2-36)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図番号のずれの修正。 ・ 参照図番号の修正。 ・ 参照図番号の修正。 ・ 図番号のずれの修正。 ・ 参照図番号の修正。

ページ	新	旧	改正理由
	<p>図 2-35 共用通気とする場合の排水立て管例 (V. T. Manas)</p>	<p>図 2-36 共用通気とする場合の排水立て管例 (V. T. Manas)</p>	<p>・ 図番号のずれの修正。</p>
<p>2-37 ~38</p>	<p>(省略)</p> <p>図 2-36-1 各個通気管を設けなくてもよい場合の例</p> <p>(図省略)</p> <p>図 2-36-2 各個通気管省略の例</p> <p>(省略)</p> <p>ウ) 逃し通気とする場合</p> <p>2階建て以上の建物の各階（最上階を除く）の、大便器及びこれと類似の器具8個以上を受け持つ排水横枝管並びに大便器・掃除流しのSトラップ・囲いシャワー・床排水などの床面に設置する器具と、洗面器及びこれと類似の器具が混在する排水横枝管には、ループ通気を設ける以外に、その最下流における器具排水管が接続された直後の排水横枝管の下流側で、逃し通気を設ける (図 2-37)。また、洗面器又はこれに類似の器具からの排水が、これらの排水横枝管の上流に排水されるときは、各立上り枝管に各個通気をとることが望ましい。</p>	<p>(省略)</p> <p>図 2-37-1 各個通気管を設けなくてもよい場合の例</p> <p>(図省略)</p> <p>図 2-37-2 各個通気管省略の例</p> <p>(省略)</p> <p>ウ) 逃し通気とする場合</p> <p>2階建て以上の建物の各階（最上階を除く）の、大便器及びこれと類似の器具8個以上を受け持つ排水横枝管並びに大便器・掃除流しのSトラップ・囲いシャワー・床排水などの床面に設置する器具と、洗面器及びこれと類似の器具が混在する排水横枝管には、ループ通気を設ける以外に、その最下流における器具排水管が接続された直後の排水横枝管の下流側で、逃し通気を設ける (図 2-38)。また、洗面器又はこれに類似の器具からの排水が、これらの排水横枝管の上流に排水されるときは、各立上り枝管に各個通気をとることが望ましい。</p>	<p>・ 図番号のずれの修正。</p> <p>・ 図番号ずれの修正。</p> <p>・ 参照図番号の修正。</p>

ページ	新	旧	改正理由
2-38	<p>(省略)</p> <p>図2-37 ループ通気管の逃し通気の取り方の例</p>  <p>(SHASE-S 206-2009)</p> <p>(省略)</p> <p>④ 結合通気方式</p> <p>ブランチ間隔10以上をもつ排水立て管には、最上階からのブランチ間隔10以内ごとに結合通気管を必ず設ける。排水立て管と結合通気管の接続は、結合通気管の下端が、その階の排水横枝管が排水立て管と接続する部分より下方になるようにし、Y管を用いて排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管との接続はその階の床面から1m上方の点で、Y管を用いて通気立て管に接続する。(図2-38)</p> <p>図2-38 結合通気のとおり方</p>	<p>(省略)</p> <p>図2-38 ループ通気管の逃し通気の取り方の例</p>  <p>(SHASE-S 206-2000)</p> <p>(省略)</p> <p>④ 結合通気方式</p> <p>ブランチ間隔10以上をもつ排水立て管には、最上階からのブランチ間隔10以内ごとに結合通気管を必ず設ける。排水立て管と結合通気管の接続は、結合通気管の下端が、その階の排水横枝管が排水立て管と接続する部分より下方になるようにし、Y管を用いて排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管との接続はその階の床面から1m上方の点で、Y管を用いて通気立て管に接続する。(図2-39)</p> <p>図2-39 結合通気のとおり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図番号のずれの修正。 ・ 出典を最新に修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ 参照図番号の修正。 ・ 図番号のずれの修正。
2-39	<p>㉞ ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管との内、いずれか小さいほうの管径の1/2より小さくしない。表2-12はループ通気横枝管の口径を示す。</p>	<p>㉞ ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管との内、いずれか小さいほうの管径の1/2より小さくしない。表2-11はループ通気横枝管の口径を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参照表番号の修正。

ページ	新	旧	改正理由
	<p>表 2-12 ループ通気横枝管の口径 (省略)</p> <p>キ) 通気管の口径は、通気管の長さ、それに接続される排水単位の合計とを用いて表 2-13 によって決定しなければならない。(参考資料 3 P.参-3-7)</p>	<p>表 2-11 ループ通気横枝管の口径 (省略)</p> <p>キ) 通気管の口径は、通気管の長さ、それに接続される排水単位の合計とを用いて表 2-12 によって決定しなければならない。(参考資料 9 P.参-9-7)</p>	<p>・参考資料掲載場所の変更。</p>
2-40	表 2-13 通気管の口径と長さ	表 2-12 通気管の口径と長さ	・表番号のずれの修正。
2-42	<p>(省略)</p> <p>図 2-39 90° 大曲り Y 形継手又は 90° 大曲りエルボ</p>	<p>(省略)</p> <p>図 2-40 90° 大曲り Y 形継手又は 90° 大曲りエルボ</p>	・図番号のずれの修正。
2-43	<p>(省略)</p> <p>1) 洋風大便器の据え付け (図 2-40)</p> <p>図 2-40 洋風大便器の施工例 (ロータンク式)</p>	<p>(省略)</p> <p>1) 洋風大便器の据え付け (図 2-41)</p> <p>図 2-41 洋風大便器の施工例 (ロータンク式)</p>	<p>・参照図番号の修正。</p> <p>・図番号のずれの修正。</p>
2-44	<p>⑦ 硬質塩化ビニル管に接続する場合で、テーパのない床フランジでは、床仕上がり寸法を床仕上がり面と同一にする。床フランジの差し込み部外周に接着剤を塗り排水管に押し込み密着させる。(図 2-40(c))</p> <p>(省略)</p> <p>2) 和風大便器の据付け</p> <p>(省略)</p> <p>② コンクリート床に埋め込む場合は、器具周辺を緩衝材(アスファルト等)で保護する。なお、防水層をもつ床の場合は、同層を巻き上げ(図 2-41)、押えモルタルで固定する。また、木造床に便器をはめ込む場合は、必要に応じて床を補強するとともに下方よりれんが等で支持する。</p> <p>(省略)</p> <p>図 2-41 和風大便器の施工例</p>	<p>⑦ 硬質塩化ビニル管に接続する場合で、テーパのない床フランジでは、床仕上がり寸法を床仕上がり面と同一にする。床フランジの差し込み部外周に接着剤を塗り排水管に押し込み密着させる。(図 2-41(c))</p> <p>(省略)</p> <p>2) 和風大便器の据付け</p> <p>(省略)</p> <p>② コンクリート床に埋め込む場合は、器具周辺を緩衝材(アスファルト等)で保護する。なお、防水層をもつ床の場合は、同層を巻き上げ(図 2-42)、押えモルタルで固定する。また、木造床に便器をはめ込む場合は、必要に応じて床を補強するとともに下方よりれんが等で支持する。</p> <p>(省略)</p> <p>図 2-42 和風大便器の施工例</p>	<p>・参照表番号の修正。</p> <p>・参照図番号の修正。</p> <p>・図番号のずれの修正。</p>

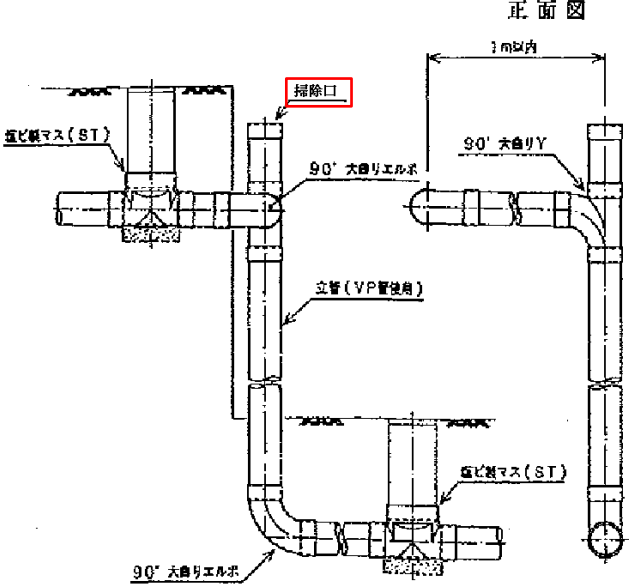
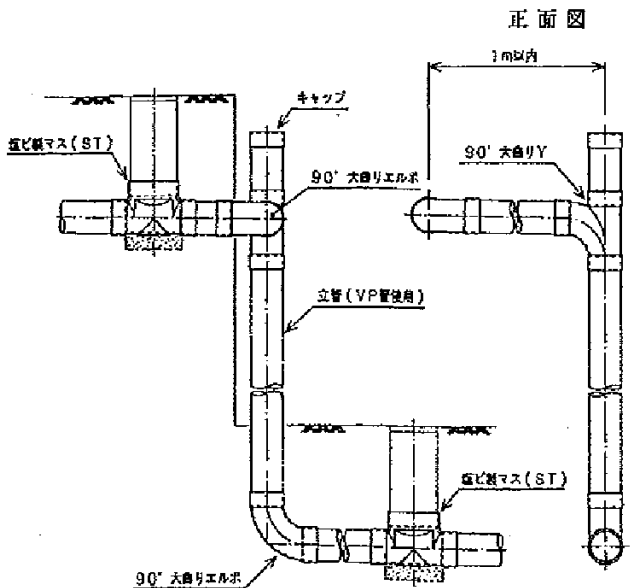
ページ	新	旧	改正理由
	(省略) 表 2-14	(省略) 表 2-13	・表番号のずれの修正。
3-3	(省略) ③ その他の場合 排水人口及び敷地の形状、起伏等の関係で表 3-1、表 3-2、表 3-3 による管径、こう配を用いることが出来ない場合は、所要の流速、流量がえられる管径、こう配を設定する。(参考資料 6 P. 参-6-1)	(省略) ③ その他の場合 排水人口及び敷地の形状、起伏等の関係で表 3-1、表 3-2、表 3-3 による管径、こう配を用いることが出来ない場合は、所要の流速、流量がえられる管径、こう配を設定する。(参考資料 8 P. 参-8-1)	・参考資料掲載場所の変更。
3-4	(省略) ① 下水道用硬質塩化ビニル管 塩化ビニル重合体を主原料に押出し、射出等の方法によって形成され、一般に塩ビ管と略称されているもので、管厚により VP 管、VU 管の 2 種類がある。EVP 管と呼ばれる卵形管もあるが、排水本管用としては VU 管を使用する。ただし、土被りが浅いなど、外圧が大きい場合には VP 管を使用する。また、露出配管とする場合にも、耐候性に留意し原則 VP 管とする。 ② 下水道用鉄筋コンクリート管 (削除) ③ 開渠式雨水渠（東広島市公共下水道条例施行規則第 8 条 (1) イ) (省略) 表 3-5 管渠の土かぶり (表省略)	(省略) ① 下水道用硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741、JSWAS K-1) 塩化ビニル重合体を主原料に押出し、射出等の方法によって形成され、一般に塩ビ管と略称されているもので、管厚により VP 管、VU 管の 2 種類がある。また、EVP 管と呼ばれる卵形管もあるが、排水本管用としては VU 管を使用する。ただし、土被りが浅いなど、外圧が大きい場合には VP 管を使用する。 ② 下水道用鉄筋コンクリート管 (JIS A 5372 付属書 2 の 2、JSWAS A-1) ③ 陶管 (JSWAS R-2、JIS R 1201) (文省略) ④ 開渠式雨水渠（東広島市公共下水道条例施行規則第 8 条 (1) イ) (省略) 表 3-5 管渠の土かぶり (表省略)	・JIS規格削除。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用） ・露出配管は原則VP管使用とすることを明記。 ・JIS規格削除。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用） ・現在は日本下水道協会規格から削除されているので削除。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用） ・項目削除による番号ずれ。

ページ	新	旧	改正理由
	<p>(注2) 里道等の公道であっても、車両の通行のない場合は、宅地内として扱ってよい。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・公道内の土かぶりの特例を追記。
3-5	<p>(省略)</p> <p>分流式の排水管は、污水管及び雨水管に分け、污水管は公共污水ますに雨水管は公共雨水ます又は側溝に、境界線付近であって、維持管理に支障がなく、公共下水道の本管に近い箇所で接続する。</p> <p>なお、施工においては、次の点に注意すること。</p> <p>① フリーインバート公共ますにおいて、宅内排水設備との接続部は、原則1箇所でホルソーで削孔し、ホルソー受け口（ネジ止め型）を取り付けること。（図3-2）</p> <p>(図省略)</p> <p>② 現場状況により、やむを得ず2箇所の接続となる場合は、接続の高さを15cm（管底高25cm）以上とすること。</p> <p>③ 三方向合流公共ますの場合は、受け口へ接続すること。</p> <p>④ コンクリート製公共ます（丙ます）の場合は管底接続とし、フリーインバート公共ますと同様に、接続箇所は原則1箇所とし、接続する管に防護コンクリートを施工すること。なお、管に接着剤等により砂付けをして目地切れを防止すること。（参考資料7 参-7-8）</p> <p>⑤ 0号又は1号人孔の公共ますの場合は、可とう継手（拡張型）を使用すること。（東広島市公共下水道標準施工図のとおり）</p> <p>⑥ 圧送管（ポンプによる排水）は直接公共ますへ接続せず、自然流下の排水系統（屋外排水設備）に接続すること。</p> <p>⑦ 工事完工時には、ホルソー受け口や防護コンクリートの施工状況が確認できる写真を提出すること。</p>	<p>(省略)</p> <p>分流式の排水管は、污水管及び雨水管に分け、污水管は公共污水ますに雨水管は公共雨水ます又は側溝に、境界線付近であって、維持管理に支障がなく、公共下水道の本管に近い箇所で接続する。</p> <p>なお、フリーインバート公共ますにおいて、宅内排水設備との接続部は、原則1箇所でホルソーで削孔し、ホルソー受け口（ネジ止め型）を取り付けること。（図3-2）</p> <p>(図省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に関する注意を項目表記する。 ・項目表記に修正 ・2箇所接続の場合の条件を明記。 ・三方向合流公共ますの接続方法を明記。 ・丙ますへの接続方法を明記。 ・人孔への接続方法を明記。 ・公共ますへの圧送管直接接続不可を明記。 ・完工届において必要な写真を明記。

ページ	新	旧	改正理由																																																							
3-6 ～7	<p>(省略)</p> <p>3) ますの大きさ、形状及び構造</p> <p>内径又は内のり15cm以上の円形又は角形とする。ますの深さ及び内径又は内のりとの関係は表3-6に示す。ますの内径又は内のりは、ますの深さによって定まるが、排水管の会合本数が多くなり強度的に、また円滑な排水に支障をきたす場合は、これより大きいますを用いる。また、排水管の大きさ及び接続状態によるますの設定を(参考資料7 P.参-7-3)に示す。</p> <p>表3-6 ますの深さ及び内径又は内のり(参考例)</p> <p>表3-6 ますの深さ及び内径又は内のり(参考例)</p> <table border="1" data-bbox="264 689 936 874"> <thead> <tr> <th rowspan="6">コンクリートます</th> <th colspan="2">内径又は内のり幅(mm)</th> <th>深さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">300</td> <td>600以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">350</td> <td>750以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">400</td> <td>800以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">450</td> <td>900以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">500</td> <td>1000以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">600</td> <td>1200以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="264 896 936 1136"> <thead> <tr> <th rowspan="6">小口径プラスチックます</th> <th rowspan="2">汚水</th> <th colspan="2">内径又は内のり幅(cm)</th> <th>深さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル製</td> <td>150</td> <td>800以下</td> </tr> <tr> <td>ポリプロピレン製</td> <td>200</td> <td>1200以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">雨水</td> <td>硬質塩化ビニル製</td> <td>150</td> <td>800以下</td> </tr> <tr> <td>ポリプロピレン製</td> <td>200</td> <td>1000以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ポリプロピレン製</td> <td>250、300、350</td> <td>1000以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 汚水ますは地表面から下流側の管底まで、雨水ますは地表面からますの底部(※雨水ますの底部とは泥ための底)までをますの深さとする。</p> <p>(注2) ますの深さが1.2mを超える場合は、内径750mm以上のコンクリートますを使用するものとするが、ますの深さが2mまでは内径300mmの硬質塩化ビニル製のますを使用する</p>	コンクリートます	内径又は内のり幅(mm)		深さ(mm)	300		600以下	350		750以下	400		800以下	450		900以下	500		1000以下	600		1200以下	小口径プラスチックます	汚水	内径又は内のり幅(cm)		深さ(mm)	硬質塩化ビニル製	150	800以下	ポリプロピレン製	200	1200以下	雨水	硬質塩化ビニル製	150	800以下	ポリプロピレン製	200	1000以下	ポリプロピレン製	250、300、350	1000以下	<p>(省略)</p> <p>3) ますの大きさ、形状及び構造</p> <p>内径又は内のり15cm以上の円形又は角形とする。ますの深さ及び内径又は内のりとの関係は表3-6に示す。ますの内径又は内のりは、ますの深さによって定まるが、排水管の会合本数が多くなり強度的に、また円滑な排水に支障をきたす場合は、これより大きいますを用いる。また、排水管の大きさ及び接続状態によるますの設定を(参考資料15 P.参-15-3)に示す。</p> <p>表3-6 ますの深さ及び内径又は内のり(参考例)</p> <p>表3-6 ますの深さ及び内径又は内のり(参考例)</p> <table border="1" data-bbox="974 734 1612 1005"> <thead> <tr> <th>内径又は内のり(cm)</th> <th>深さ(cm) (注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>80以下</td> </tr> <tr> <td>20 (注2)</td> <td>80以下</td> </tr> <tr> <td>30～35 (36)</td> <td>90以下</td> </tr> <tr> <td>40～45</td> <td>120以下</td> </tr> <tr> <td>50～60</td> <td>150以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 汚水ますは地表面から下流側の管底まで、雨水ますは地表面からますの底部までをますの深さとする。</p> <p>(注2) 内径または内のり20cmますで、管路とます立上り部の会合部が維持管理器具の使用が容易な曲線構造を有している場合は、ます深さを120cm以下とすることができる。</p>	内径又は内のり(cm)	深さ(cm) (注1)	15	80以下	20 (注2)	80以下	30～35 (36)	90以下	40～45	120以下	50～60	150以下	<p>・参考資料掲載場所の変更。</p> <p>・参考例の内容を拡充する。(参考文献「(広島市作成)排水設備の基準等」を準用</p> <p>・雨水ますの深さの説明を追記。(参考文献「(広島市作成)排水設備の基準等」を準用</p> <p>・参考文献の注意書きのとおり修正。(参考文献「(広島市作成)排水設備の基準等」を準用</p>
コンクリートます	内径又は内のり幅(mm)		深さ(mm)																																																							
	300		600以下																																																							
	350		750以下																																																							
	400		800以下																																																							
	450		900以下																																																							
	500		1000以下																																																							
600		1200以下																																																								
小口径プラスチックます	汚水	内径又は内のり幅(cm)		深さ(mm)																																																						
		硬質塩化ビニル製	150	800以下																																																						
	ポリプロピレン製	200	1200以下																																																							
	雨水	硬質塩化ビニル製	150	800以下																																																						
		ポリプロピレン製	200	1000以下																																																						
		ポリプロピレン製	250、300、350	1000以下																																																						
内径又は内のり(cm)			深さ(cm) (注1)																																																							
15	80以下																																																									
20 (注2)	80以下																																																									
30～35 (36)	90以下																																																									
40～45	120以下																																																									
50～60	150以下																																																									

ページ	新	旧	改正理由
	<p>新</p> <p>ことができる。</p>		
3-8	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">硬質塩化ビニル製汚水ます設置例 (JSWAS K-7)</p> <p style="text-align: center;">硬質塩化ビニル製雨水ます設置例 (JSWAS K-7)</p> </div>		<p>・ますの設置例の図を追加。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p>

ページ	新	旧	改正理由																																																																										
3-12	<p style="text-align: center;">表3-7 宅内の屋外汚水ます底部の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>適用できる種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">雑排水 (トイレ以外の排水)</td> <td rowspan="2">器具トラップ有り</td> <td>起点</td> <td>ST、45L、90L</td> </tr> <tr> <td>合流点</td> <td>45YS、45Y、90Y</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">器具トラップ無し</td> <td>起点</td> <td>UTK</td> </tr> <tr> <td>合流点</td> <td>UT</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トイレ排水</td> <td>起点</td> <td>ST、45L、90L</td> <td>なるべく45Lとすること。</td> </tr> <tr> <td>合流点</td> <td>45YS、90YSW (トイレ45°)、 段差付きSDRHYS、DR</td> <td>排水管径が、125および150の場合は、45Yでもよい。</td> </tr> <tr> <td>屋外の排水本管への合流</td> <td>合流点</td> <td>45YS、90YS、WLS</td> <td>45Y、90Y又はDRも可。ただし、WLは不可。</td> </tr> <tr> <td>落差調整</td> <td>落差点</td> <td>DR、VT</td> <td>VTはDRで対応できない小さい落差の場合とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間及び屈曲点</td> <td>中間点</td> <td>ST</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屈曲点</td> <td>45L、90L</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途	場所	適用できる種類	備考	雑排水 (トイレ以外の排水)	器具トラップ有り	起点	ST、45L、90L	合流点	45YS、45Y、90Y	器具トラップ無し	起点	UTK	合流点	UT	トイレ排水	起点	ST、45L、90L	なるべく45Lとすること。	合流点	45YS、90YSW (トイレ45°)、 段差付きSDRHYS、DR	排水管径が、125および150の場合は、45Yでもよい。	屋外の排水本管への合流	合流点	45YS、90YS、WLS	45Y、90Y又はDRも可。ただし、WLは不可。	落差調整	落差点	DR、VT	VTはDRで対応できない小さい落差の場合とする。	中間及び屈曲点	中間点	ST		屈曲点	45L、90L		<p style="text-align: center;">表3-7 宅内の屋外汚水ます底部の適用(参考)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>適用できる種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">雑排水 (トイレ以外の排水)</td> <td rowspan="2">器具トラップ有り</td> <td>起点</td> <td>ST、45L、90L</td> </tr> <tr> <td>合流点</td> <td>45YS、45Y、90Y</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">器具トラップ無し</td> <td>起点</td> <td>UTK</td> </tr> <tr> <td>合流点</td> <td>UT</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トイレ排水</td> <td>起点</td> <td>ST、45L</td> <td>施行上やむを得ない場合には、90Lを使用。</td> </tr> <tr> <td>合流点</td> <td>45YS、 段差付きSDRHYS</td> <td>排水管径が、125および150の場合は、45Yでもよい。</td> </tr> <tr> <td>屋外の排水本管への合流</td> <td>合流点</td> <td>45YS、WLS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>落差調整</td> <td>落差点</td> <td>DR</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間及び屈曲点</td> <td>中間点</td> <td>ST</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屈曲点</td> <td>45L、90L</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途	場所	適用できる種類	備考	雑排水 (トイレ以外の排水)	器具トラップ有り	起点	ST、45L、90L	合流点	45YS、45Y、90Y	器具トラップ無し	起点	UTK	合流点	UT	トイレ排水	起点	ST、45L	施行上やむを得ない場合には、90Lを使用。	合流点	45YS、 段差付きSDRHYS	排水管径が、125および150の場合は、45Yでもよい。	屋外の排水本管への合流	合流点	45YS、WLS		落差調整	落差点	DR		中間及び屈曲点	中間点	ST		屈曲点	45L、90L		<ul style="list-style-type: none"> ・「(参考)」を削除。 ・ますの底部の適用種類及び注意点を追加
用途	場所	適用できる種類	備考																																																																										
雑排水 (トイレ以外の排水)	器具トラップ有り	起点	ST、45L、90L																																																																										
		合流点	45YS、45Y、90Y																																																																										
	器具トラップ無し	起点	UTK																																																																										
		合流点	UT																																																																										
トイレ排水	起点	ST、45L、90L	なるべく45Lとすること。																																																																										
	合流点	45YS、90YSW (トイレ45°)、 段差付きSDRHYS、DR	排水管径が、125および150の場合は、45Yでもよい。																																																																										
屋外の排水本管への合流	合流点	45YS、90YS、WLS	45Y、90Y又はDRも可。ただし、WLは不可。																																																																										
落差調整	落差点	DR、VT	VTはDRで対応できない小さい落差の場合とする。																																																																										
中間及び屈曲点	中間点	ST																																																																											
	屈曲点	45L、90L																																																																											
用途	場所	適用できる種類	備考																																																																										
雑排水 (トイレ以外の排水)	器具トラップ有り	起点	ST、45L、90L																																																																										
		合流点	45YS、45Y、90Y																																																																										
	器具トラップ無し	起点	UTK																																																																										
		合流点	UT																																																																										
トイレ排水	起点	ST、45L	施行上やむを得ない場合には、90Lを使用。																																																																										
	合流点	45YS、 段差付きSDRHYS	排水管径が、125および150の場合は、45Yでもよい。																																																																										
屋外の排水本管への合流	合流点	45YS、WLS																																																																											
落差調整	落差点	DR																																																																											
中間及び屈曲点	中間点	ST																																																																											
	屈曲点	45L、90L																																																																											
3-14	<p>(省略)</p> <p>1) ドロップます 上流、下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます(図3-13)を使用する。(参考資料7 P.参-7-5)なお、地形等の関係で、ドロップますが使用できない場合は、図3-14に示す露出配管としてもよい。</p>	<p>(省略)</p> <p>1) ドロップます 上流、下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます(図3-13)を使用する。(参考資料15 P.参-15-5)なお、地形等の関係で、ドロップますが使用できない場合は、図3-14に示す露出配管としてもよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料掲載場所の変更。 																																																																										

ページ	新	旧	改正理由
3-15	<p>(省略)</p> <p>図3-14 露出配管の例</p> <p>(プラスチック製)</p>  <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>図3-14 露出配管の例</p> <p>(プラスチック製)</p>  <p>(省略)</p>	<p>・「キャップ」を「掃除口」に修正。</p>
3-16	<p>(省略)</p> <p>図3-16 T形トラップますの例</p> <p>(図省略)</p> <p>(注3) 寸法は(参考資料7 P. 参-7-7) 参照のこと。</p>	<p>(省略)</p> <p>図3-16 T形トラップますの例</p> <p>(図省略)</p> <p>(注3) 寸法は(参考資料13 P. 参-13-7) 参照のこと。</p>	<p>・参考資料掲載場所の変更。</p>
3-18	<p>(省略)</p> <p>3) ドロ溜り付トラップます</p> <p>足洗い場の排水は、インバートます(屋外ます)に至るまでにドロ溜り付トラップますを設置する。ますの口径は30cmを標準とする。</p>	<p>(省略)</p> <p>3) ドロ溜り付トラップます</p> <p>次に該当する場合は、インバートます(屋外ます)に至るまでにドロ溜り付トラップますを設置する。ますの口径は30cmを標準とする。</p>	<p>・規制を緩和し、温水機器等及び食器洗い機の排水は設置対象から除外。</p>

ページ	新	旧	改正理由
	(削除)	① ～ (省略) ③	
3-19	図3-21 ドロ溜り付トラップますの例 (図省略) (削除) (注) ドロ溜り付きトラップますからの流出側配管については、参考資料の「旧排水工事手びき抜粋図面」を参照されたい。(参考資料7 P. 参-7-9、-10)	図3-21 ドロ溜り付トラップますの例 (図省略) (注1) ～ (省略) (注3) (注4) ドロ溜り付きトラップますからの流出側配管については、参考資料の「旧排水工事手びき抜粋図面」を参照されたい。	・参照する参考資料を追記。
3-24	(省略) ⑤ 新設ますについては、施工工事店名、電話番号及び所在地等を表示したシール等を貼付け、トラブル時の連絡先把握を容易にするものとする。なお、雨水ますへの貼付けは必須としない。 (省略) 2) コンクリートます (省略) ② 底部築造工(インバート)「下水道施設標準図面集 平成25年度 東広島市」参照 (省略)	(省略) ⑤ 新設ますについては、施工工事店名を表示したシール等を貼付けトラブル時の連絡先把握を容易にするものとする。 (省略) 2) コンクリートます (省略) ② 底部築造工(インバート)「下水道施設標準図面集 平成20年度 東広島市」参照 (省略)	・シールへの記載内容を追記。 ・雨水ますへのシール等貼付けは省略可能である旨を追記。 ・参照文献を最新版に修正。
3-26	(省略) §7 浄化槽の廃止工事 (省略) また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、(参考資料8 P. 参-8-1)を参照すること。	(省略) §7 浄化槽の廃止工事 (省略) また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、(参考資料10 P. 参-10-1)を参照すること。	・参考資料掲載場所の変更。
3-27 ～28	(省略) ④ 足洗い場(屋外の洗い場)は軒の下にあり、汚水に接続されているか。	(省略) ④ 足洗い場(屋外の洗い場)は軒の下にあり、汚水に接続されているか。	

ページ	新	旧	改正理由
	<p>(省略)</p> <p>なお、水栓柱は散水栓として、そのまま使用できるものとする。</p> <p>軒の定義としては、簡易なものでもよいが、高さは水栓柱の高さの1.5倍以上で、基礎又は壁等に固着してあるものとし、容易に取り外しができないものとする。</p> <p>なお、農業集落排水の場合は、雨水に接続することも可とする。</p>	<p>(省略)</p> <p>なお、水栓柱は散水栓として、そのまま使用できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軒の定義の明記。 ・農業集落排水は下水道法の適用を受けないため雨水接続可であることを追記。
3-28	<p>(省略)</p> <p>以上のことを確認したうえで、既存の施設（宅内の排水設備等）を利用するときには、排水設備等計画確認申請書に添付する計画図面には既存の施設を表示するとともに誓約書を追加添付するものとする。</p>	<p>(省略)</p> <p><u>なお、食器洗浄器及び電気温水器からの配管については、既設配管であれば冷却ますが設置されていなくても、既設配管として取り扱うため、新たに冷却ますを設置する必要はない。</u></p> <p>以上のことを確認したうえで、既存の施設（宅内の排水設備等）を利用するときには、排水設備等計画確認申請書に添付する計画図面には既存の施設を表示するとともに誓約書を追加添付するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和により冷却ますに関する記載を削除。
4-1	<p>(省略)</p> <p>2) 処理場からの放流水の水質確保</p> <p>(省略)</p> <p>特定事業場とは原則として水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する特定施設を設置している工場又は事業場である。なお、特定施設を設置する特定事業場のうち温泉を利用しない旅館業については、使用開始届出義務や水質測定義務を除き、下水の排除の制限は受けない。</p> <p>(省略)</p> <p>ア) 処理困難な項目に関する規制</p> <p>法第12条の2第1項では、公共下水道を</p>	<p>(省略)</p> <p>2) 処理場からの放流水の水質確保</p> <p>(省略)</p> <p><u>特定事業場とは特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する汚水又は廃液を排出する施設、又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設である。ただし、法では温泉を利用しない旅館業を除いている。）を設置している工場又は事業場である。</u></p> <p>(省略)</p> <p>ア) 処理困難な項目に関する規制</p> <p>法第12条の2第1項では、公共下水道を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考文献に合わせ表現を修正。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用） ・政令改正による水質基準項目の追加。（参考文献「下水道排水設備指

ページ	新	旧	改正理由
	<p>使用する特定事業場からの下水排除に係わる水質基準は、政令で定めるものとしている。政令9条の4第1項における水質基準は、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）、2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）、S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の27項目（以下「健康項目」という。）とフェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物など6項目（以下「環境項目」という。）、ダイオキシン類、合わせて34項目があり、この基準に適合しない水質の下水を排除してはならないとしている。</p>	<p>使用する特定事業場からの下水排除に係わる水質基準は、政令で定めるものとしている。政令9条の4第1項における水質基準は、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）、2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）、S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の26項目（以下「健康項目」という。）とフェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物など6項目（以下「環境項目」という。）、ダイオキシン類、合わせて33項目があり、この基準に適合しない水質の下水を排除してはならないとしている。</p>	<p>針と解説-2016版」を準用)</p>
4-2	<p>(省略)</p> <p>なお、地域によっては水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例や暫定基準によっ</p>	<p>(省略)</p> <p>なお、地域によっては水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例によって、直罰対象</p>	<p>・暫定基準による規制があることを追記。（参考文献「下水道排水設備</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p>て、直罰対象の水量及び下水排除基準が異なる場合がある。</p> <p>1) 処理可能な項目に関する規制</p> <p>法第12条の2第3項では、公共下水道管理者は政令第9条の5第1項で定める基準に従い、条例で特定事業場の排除基準を定めることができると規定している。政令で定める条例の規制基準は、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量、動植物油脂類含有量）、窒素含有量、燐含有量の7項目であり、終末処理場で処理することが可能な項目である。この条例による規制の適用には、地域により、項目及び1日あたりの排水量の設定に違いがある。なお、特定事業場のうち製造業又はガス供給業の施設から排除される汚水の合計量が、その終末処理場で処理される汚水量の1/4以上であると認められるとき、その施設に流入するまでに他の汚水により希釈されないと認められるとき等は、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量、燐含有量の6項目について政令第9条の5第2項に定める範囲内で第1項の基準より厳しい基準を適用することができる。</p> <p>② 条例で除害施設の設置を義務づけられるもの</p> <p>法第12条の11第1項において、法第12条の2の適用を受けない特定事業場及び非特定事業場のうち、水質基準を超える下水を公共下水道</p>	<p>の水量及び下水排除基準が異なる場合がある。</p> <p>1) 処理可能な項目に関する規制</p> <p>法第12条の2第3項では、公共下水道管理者は政令第9条の5第1項で定める基準に従い、条例で特定事業場の排除基準を定めることができると規定している。政令で定める条例の規制基準は、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量、動植物油脂類含有量）、窒素含有量、燐含有量の7項目であり、終末処理場で処理することが可能な項目である。この条例による規制の適用には、地域により、項目及び1日あたりの排水量の設定に違いがある。</p> <p>② 条例で除害施設の設置を義務づけられるもの</p> <p>法第12条の11第1項において、法第12条の2の適用を受けない特定事業場及び非特定事業場のうち、水質基準を超える下水を公共下水道</p>	<p>指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・製造業又はガス供給業の施設は条件を満たす場合により厳しい基準を適用することができることを追記。 (参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・政令改正による水質基準項目の追加。 (参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p>に継続して排除する者に対して、条例で除害施設の設置等を義務づけることができると規定している。この下水排除基準は政令第9条の10の規定により、政令第9条の4第1項に定めるカドミウム等の34項目の数値となる。</p> <p>(省略)</p> <p>また、政令第9条の11第1項の規定により、温度、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、リン含有量の8項目について条例で数値を定めるものとしている。なお、製造業又はガス供給業の施設から排除される汚水の合計量が、その終末処理場で処理される汚水量の1/4以上であると認められるとき、その施設に流入するまでに他の汚水により希釈されないと認められるとき等は、温度、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、リン含有量の7項目について政令第9条の11第2項に定める範囲内で第1項の基準より厳しい基準を適用することができる。</p> <p>以上述べた水質規制の仕組みを整理したものを表4-1(P.4-5)に、排除基準をまとめたものを表4-2(P.4-6)に示す。また、規制の対象となっている水質項目の下水道に与える影響を表4-3(P.4-8)に、主な処理方法を表4-4(P.4-9)に示す。</p>	<p>に継続して排除する者に対して、条例で除害施設の設置等を義務づけることができると規定している。この下水排除基準は政令第9条の10の規定により、政令第9条の4第1項に定めるカドミウム等の33項目の数値となる。</p> <p>(省略)</p> <p>また、政令第9条の11第1項の規定により、温度、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、リン含有量の8項目について条例で数値を定めるものとしている。なお、<u>製造業又はガス供給業にあっては</u>、温度、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、リン含有量の7項目について政令第9条の11第2項に定める範囲内で第1項の基準より厳しい基準を適用することができる。</p> <p>以上述べた水質規制の仕組みを整理したものを表4-1(P.4-5)に、排除基準をまとめたものを表4-2(P.4-6)に示す。また、規制の対象となっている水質項目の下水道に与える影響を表4-3(P.4-9)に、主な処理方法を表4-4(P.4-10)に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業又はガス供給業の施設は条件を満たす場合により厳しい基準を適用することができることを追記。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用) ・ページずれの修正。
4-3	<p>(省略)</p> <p>作業行程等から発生する廃水の水質が下水排除基準に適合していない場合は、除害施設により、適合する下水の水質にして公共下水道へ排除しなければならない。また、すでに工場又は事業場が設置</p>	<p>(省略)</p> <p>作業行程等から発生する廃水の水質が下水排除基準に適合していない場合は、除害施設により、適合する下水の水質にして公共下水道へ排除しなければならない。また、すでに工場又は事業場が設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字表記に修正。

ページ	新	旧	改正理由
	<p>された公共下水道に下水を排除している場合でも、事業者が気がつかないところから下水排除基準を超える廃水が発生し違反している場合もある。したがって、除害施設の計画に当たっては十分事前調査を行う必要があり、維持管理が容易で、かつ、必要最小限のものとすることが重要である。</p>	<p>された公共下水道に下水を排除している場合でも、事業者が気がつかないところから下水排除基準を超える廃水が発生し違反している場合もある。したがって、除害施設の計画にあたっては十分事前調査を行う必要があり、維持管理が容易で、かつ、必要最小限のものとすることが重要である。</p>	
4-4	<p>(省略)</p> <p>除害施設の運転制御方式には、水位、pH、酸化還元電位 (ORP) 等の制御装置を設置して薬品の注入、原水等の流入・排水等の操作を自動的に行う自動制御方式と、これらの操作を人手で行う手動制御方式とがある。自動制御方式の場合は、制御の対象になっている項目の測定値が連続的に自動記録されることが望ましい。また、自動制御方式による場合も装置の故障に備えて手動制御が可能なおく必要がある。</p> <p>§ 6 除害施設の構造等</p> <p>除害施設等は、廃水の発生量及び水質に対し十分な容量、耐久性、耐食性を有するものとする。</p> <p>除害施設は、設置目的及び処理する廃水に適したもので、十分にその機能を発揮でき、建設費が安く、維持管理の作業も容易であり、かつ騒音や臭気等の二次公害の発生しない構造とする。原水や処理水等の貯留槽を除き、処理槽はできるだけ地上に設置し、槽の上部は作業等への危険性や周辺環境への影響がない限り開放にして、処理の状態が常時肉眼で観察できるのが望ましい。原水槽は、廃水量の時間変動、日間変動あるいは季節変動に十分対応できる容量とする。また、重金属等の有害物質を処理する除害施設では、故障時に備えて廃水を一時貯留できる構造であることが望ましい。</p> <p>槽等の材質は、耐久性のある鉄筋コンクリート、鋼板、合成樹脂等とし、必要に応じてコーティングを施すなどして耐食性や漏水防止に留意する。特</p>	<p>(省略)</p> <p>除害施設の運転制御方式には、操作を自動的に行う自動制御方式と、人手で行う手動制御方式とがある。自動制御方式の場合は、制御の対象になっている項目の測定値が連続的に自動記録されることが望ましい。また、自動制御方式による場合も装置の故障に備えて手動制御が可能なおく必要がある。</p> <p>§ 6 除害施設の構造等</p> <p>除害施設等は、廃水の発生量及び水質に対し十分な容量、耐久性、耐食性を有するものとする。</p> <p>除害施設は、設置目的及び処理する廃水に適したもので、十分にその機能を発揮でき、建設費が安く、維持管理の作業も容易であり、かつ騒音や臭気などの二次公害の発生しない構造とする。原水や処理水などの貯留槽を除き、処理槽はできるだけ地上に設置し、槽の上部は作業等への危険性や周辺環境への影響がない限り開放にして、処理の状態が常時肉眼で観察できるのが望ましい。原水槽は、廃水量の時間変動、日間変動あるいは季節変動に十分対応できる容量とする。また、重金属などの有害物質を処理する除害施設では、故障時に備えて廃水を一時貯留できる構造であることが望ましい。</p> <p>槽等の材質は、耐久性のある鉄筋コンクリート、鋼板、合成樹脂などとし、必要に応じてコーティングを施すなどして耐食性や漏水防止に留意する。特</p>	<p>・制御方式の説明を拡充。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)</p> <p>・漢字表記に修正。</p>

ページ	新	旧	改正理由
	<p>に、強酸性、強アルカリ性の廃水を処理する場合や薬品を使用する場合は、耐薬品性の材質や加工を行ったものを使用する。</p> <p>薬品槽は、薬品の補給が容易で安全な場所に設置し、貯留量を確認するための水位管や透明窓を設ける。pH計、ORP計等の計器類や原水ポンプ、薬品ポンプ、ブローなどの付属機器類は、点検整備、交換等が容易な場所に設置し、耐水性、耐食性、耐薬品性の高いものを使用する。また、予備品を常備して故障時に即応できるようにしておく。</p> <p>処理の過程で有害ガスや臭気を発生するおそれのある場合は、防止又は除去の装置を備えておく必要がある。例えば、シアンガスや硫化水素ガス等の有毒ガスを発生するおそれのある処理槽は原則として覆がい（蓋）構造とし、空気かくはん（攪拌）を避け機械かくはんとする。</p> <p>各施設は、地震等の災害時に危険な薬品や廃水が流出しないように配慮する。</p>	<p>に、強酸性、強アルカリ性の廃水を処理する場合や薬品を使用する場合は、耐薬品性の材質や加工を行ったものを使用する。</p> <p>薬品槽は、薬品の補給が容易で安全な場所に設置し、貯留量を確認するための水位管や透明窓を設ける。pH計、ORP計などの計器類や原水ポンプ、薬品ポンプ、ブローなどの付属機器類は、点検整備、交換等が容易な場所に設置し、耐水性、耐食性、耐薬品性の高いものを使用する。また、予備品を常備して故障時に即応できるようにしておく。</p> <p>処理の過程で有害ガスや臭気を発生するおそれのある場合は、防止又は除去の装置を備えておく必要がある。例えば、シアンガスや硫化水素ガスなどの有毒ガスを発生するおそれのある処理槽は原則として覆がい（蓋）構造とし、空気かくはん（攪拌）を避け機械かくはんとする。</p> <p>各施設は、地震等の災害時に危険な薬品や廃水が流出しないように配慮する。</p>	

表 4-2 下水道法の規定に基づく排水基準

対象	項目	下水道法第40条第1項		下水道法第40条第2項		下水道法第40条第3項		下水道法第40条第4項		下水道法第40条第5項		下水道法第40条第6項	
		公共下水道	公共下水道外	公共下水道	公共下水道外	公共下水道	公共下水道外	公共下水道	公共下水道外	公共下水道	公共下水道外	公共下水道	公共下水道外
	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	有機りん化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
	ヒ素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	1,1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	テトラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	テオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ほう素及びその化合物	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下	河川 10mg/L以下 海域 230mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下	河川 8mg/L以下 海域 15mg/L以下
	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
	銅及びその化合物	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
	クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下

表 4-2 下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象者	対象物質又は項目	最終処理場を設置している公共下水道の使用者			現に最終処理場を設置していない公共下水道の使用者
		特定事業場	排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満	
1	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
2	シアン化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
3	有機りん化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	—
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	—
6	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
7	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	—
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	—
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.3 mg/L以下	—
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—
13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	—
15	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—
16	1,1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	—
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	—
20	テトラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	—
21	シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	—
22	テオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	—
23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	—
25	ほう素及びその化合物	河川 10 mg/L以下 海域 230 mg/L以下	河川 10 mg/L以下 海域 230 mg/L以下	河川 10 mg/L以下 海域 230 mg/L以下	—
26	ふっ素及びその化合物	河川 8 mg/L以下 海域 15 mg/L以下	河川 8 mg/L以下 海域 15 mg/L以下	河川 8 mg/L以下 海域 15 mg/L以下	—
27	フェノール類	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下	—
28	銅及びその化合物	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下	—
29	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—
30	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—
31	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下	—
32	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下	—
33	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	—

・表の表記方法を修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)

対象	下水道施設の種類		公共・民間下水道		特定事業場		中流域の排水・汚濁状		施設に接続する下水処理場	
	下水道施設の種類	公共・民間下水道	特定事業場	中流域の排水・汚濁状	施設に接続する下水処理場	中流域の排水・汚濁状	特定事業場	中流域の排水・汚濁状	施設に接続する下水処理場	中流域の排水・汚濁状
項目	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
	水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下
水質汚濁防止法【各一般措置】	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	

34	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380(125) mg/L未未満	380(125) mg/L未未満	380(125) mg/L未未満	—
35	水素イオン濃度(pH)	5(5.7)を超え 9(8.7)未未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未未満	5を超え9未未満
36	生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300) mg/L未未満	600(300) mg/L未未満	600(300) mg/L未未満	—
37	浮遊物質質量(SS)	600(300) mg/L未未満	600(300) mg/L未未満	600(300) mg/L未未満	—
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L以下 30 mg/L以下	5 mg/L以下 30 mg/L以下	5 mg/L以下 30 mg/L以下	5 mg/L以下 30 mg/L以下
39	窒素含有量	240(150) mg/L未未満	240(150) mg/L未未満	240(150) mg/L未未満	—
40	りん含有量	32(20) mg/L未未満	32(20) mg/L未未満	32(20) mg/L未未満	—
41	温度	45(40)℃未未満	45(40)℃未未満	45(40)℃未未満	45℃未未満
42	よう素消費量	220 mg/L未未満	220 mg/L未未満	220 mg/L未未満	220 mg/L未未満
43	その他の規制項目	生物化学的酸素要求量に類似した項目(COD等)及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の提出し条例で終末処理場からの放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定めることができる。			

- (注)
- 枠内は政令(第9条の4)で定める一律基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場は、罰則されることがある(法第46条の2)。
 - 枠内は条例で定める基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道への下水の排除を一時停止するように命令することがある(法第38条第1項第1号)。
 - 枠内は条例で定める基準の限度(最も厳しい値)を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、公共下水道管理者は、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するように命令することがある(法第38条第1項第1号)。
 - 「太字」は、直罰対象の排除基準を示す。
 - 現に終末処理場を設置していない公共下水道の利用者には、水質汚濁防止法が適用される。
 - No1~No32は水質汚濁防止法に規定する特定施設の設置者に適用する基準を示し、No33は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設設置者に適用する基準を示す(令第9条の3第1項)。
 - No24、No25、No26、No34、No39、No40についての直罰に係る基準は、業種又は施設により定められた期間内で暫定基準がある。
 - No8のアルキル水銀化合物の下水の水質の検定方法等に関する省令による検出下限値は、0.0005mg/Lである。
 - No25、No26に係る基準のうち、「河川」欄は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示し、「海域」欄は、海域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示す(令第9条の4第1項)。
 - No27~No32までは、排水量が50 m³/日未満の事業場に対しては、排除の制限の適用が除外される(直罰の対象となる)(令第9条の3第1項)。
 - No33は、下水道からの放流水にダイオキシン類の排水基準が適用される場合にのみ、条例で除害施設の設置等の義務付けに係る下水排除基準を定めることができる(令第9条の9第1項、2項)。
 - ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場(水質汚濁防止法の特定施設に該当しない場合)は、ダイオキシン類のみが、水量に係らず直罰対象であり、これ以外の項目は水量に係らず除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準が適用される(令第9条の3第1項)。
 - No35、No38、No41、No42については、終末処理場が設置されているか否かに関わらず、下水道施設の機能保全の観点から、法第12条に基づき、条例により基準値が定められる。
 - No34は、特定事業場の場合、下水道条例で基準を定めると、排水量に関わらず直罰の対象となる(法第12条の2第3項、第5項、令第9条の6第1項)。
 - ()内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準の限度を示す。ただし、基準を定めることができるのは、該当する施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の1/4以上であると認められる等の理由がある場合に限られている(令第9条の5第2項)。
 - No35~No40について排水量50 m³/日以上で特定事業場の場合は下水道条例で基準を定めると直罰の対象となる(法第12条の2第3項、第5項、令第9条の6第1項)。
 - No39、No40は、下水道からの放流水に窒素、りんの水質基準が適用される場合にのみ、下水排除基準が適用される(令第9条の5第1項)。
 - No39、No40は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の2倍(製造業は1.25倍)が条例で定める下水排除基準の限度となる(令第9条の5第1項)。
 - No34は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の3.8倍(製造業は1.25倍)が条例で定める下水排除基準の限度となる(令第9条の5第1項)。



・表の表記方法を修正。(参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用)

ページ	新	旧	改正理由																																																																								
4-8	<p style="text-align: center;">表4-3 水質項目の下水道に与える影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水質項目</th> <th>下水道に与える影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度(高温)</td> <td>高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解(悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生)</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度(pH)</td> <td>酸性排水は、コンクリート・金属を腐食(施設の損傷)、他の排水との混合による有害ガス(硫化水素、シアン化水素)の発生(管渠内作業に支障)、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>高BOD排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設の過負荷、生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>よう素消費量</td> <td>下水を還元状態にして硫化水素を発生(管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷)</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)</td> <td>管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等での作業能率の低下</td> </tr> <tr> <td>窒素(硝酸性窒素等)</td> <td>高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難</td> </tr> <tr> <td>燐</td> <td>高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難</td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>カドミウム 鉛 六価クロム 有機リン 砒素 総水銀 アルキル水銀 セレン</td> <td>毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル(PCB)</td> <td>生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>悪臭の発生、生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>銅 亜鉛 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム</td> <td>高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1,4-ジオキサン</td> <td>管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>ふっ素</td> <td>生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td>下水道への影響は明らかではない 通常の生物処理では除去が困難</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>下水道へ与える影響について、詳細は不明であるが、下水道へ流入後はほとんど変化せずに処理場まで運ばれる</td> </tr> </tbody> </table>	水質項目	下水道に与える影響	温度(高温)	高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解(悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生)	水素イオン濃度(pH)	酸性排水は、コンクリート・金属を腐食(施設の損傷)、他の排水との混合による有害ガス(硫化水素、シアン化水素)の発生(管渠内作業に支障)、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下	生物化学的酸素要求量(BOD)	高BOD排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下	浮遊物質(SS)	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設の過負荷、生物処理機能の低下	よう素消費量	下水を還元状態にして硫化水素を発生(管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷)	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)	管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等での作業能率の低下	窒素(硝酸性窒素等)	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難	燐	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難	シアン	シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下	カドミウム 鉛 六価クロム 有機リン 砒素 総水銀 アルキル水銀 セレン	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難	フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下	銅 亜鉛 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム	高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1,4-ジオキサン	管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下	ふっ素	生物処理機能の低下	ほう素	下水道への影響は明らかではない 通常の生物処理では除去が困難	ダイオキシン類	下水道へ与える影響について、詳細は不明であるが、下水道へ流入後はほとんど変化せずに処理場まで運ばれる	<p style="text-align: center;">表4-3 水質項目の下水道に与える影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水質項目</th> <th>下水道に与える影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度(高温)</td> <td>高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解(悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生)</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度(pH)</td> <td>酸性排水は、コンクリート・金属を腐食(施設の損傷)、他の排水との混合による有害ガス(硫化水素、シアン化水素)の発生(管渠内作業に支障)、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>高BOD排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設の過負荷、生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>よう素消費量</td> <td>下水を還元状態にして硫化水素を発生(管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷)</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)</td> <td>管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等での作業能率の低下</td> </tr> <tr> <td>窒素(硝酸性窒素等)</td> <td>高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難</td> </tr> <tr> <td>燐</td> <td>高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難</td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>カドミウム 鉛 六価クロム 有機リン 砒素 総水銀 アルキル水銀 セレン</td> <td>毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル(PCB)</td> <td>生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>悪臭の発生、生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>銅 亜鉛 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム</td> <td>高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン</td> <td>管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>ふっ素</td> <td>生物処理機能の低下</td> </tr> <tr> <td>ほう素</td> <td>下水道への影響は明らかではない 通常の生物処理では除去が困難</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>下水道へ与える影響について、詳細は不明であるが、下水道へ流入後はほとんど変化せずに処理場まで運ばれる</td> </tr> </tbody> </table>	水質項目	下水道に与える影響	温度(高温)	高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解(悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生)	水素イオン濃度(pH)	酸性排水は、コンクリート・金属を腐食(施設の損傷)、他の排水との混合による有害ガス(硫化水素、シアン化水素)の発生(管渠内作業に支障)、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下	生物化学的酸素要求量(BOD)	高BOD排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下	浮遊物質(SS)	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設の過負荷、生物処理機能の低下	よう素消費量	下水を還元状態にして硫化水素を発生(管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷)	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)	管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等での作業能率の低下	窒素(硝酸性窒素等)	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難	燐	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難	シアン	シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下	カドミウム 鉛 六価クロム 有機リン 砒素 総水銀 アルキル水銀 セレン	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難	フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下	銅 亜鉛 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム	高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン	管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下	ふっ素	生物処理機能の低下	ほう素	下水道への影響は明らかではない 通常の生物処理では除去が困難	ダイオキシン類	下水道へ与える影響について、詳細は不明であるが、下水道へ流入後はほとんど変化せずに処理場まで運ばれる	<p>・政令改正による水質基準項目の追加。</p>
水質項目	下水道に与える影響																																																																										
温度(高温)	高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解(悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生)																																																																										
水素イオン濃度(pH)	酸性排水は、コンクリート・金属を腐食(施設の損傷)、他の排水との混合による有害ガス(硫化水素、シアン化水素)の発生(管渠内作業に支障)、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下																																																																										
生物化学的酸素要求量(BOD)	高BOD排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下																																																																										
浮遊物質(SS)	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設の過負荷、生物処理機能の低下																																																																										
よう素消費量	下水を還元状態にして硫化水素を発生(管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷)																																																																										
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)	管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等での作業能率の低下																																																																										
窒素(硝酸性窒素等)	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難																																																																										
燐	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難																																																																										
シアン	シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下																																																																										
カドミウム 鉛 六価クロム 有機リン 砒素 総水銀 アルキル水銀 セレン	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難																																																																										
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難																																																																										
フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下																																																																										
銅 亜鉛 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム	高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難																																																																										
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1,4-ジオキサン	管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下																																																																										
ふっ素	生物処理機能の低下																																																																										
ほう素	下水道への影響は明らかではない 通常の生物処理では除去が困難																																																																										
ダイオキシン類	下水道へ与える影響について、詳細は不明であるが、下水道へ流入後はほとんど変化せずに処理場まで運ばれる																																																																										
水質項目	下水道に与える影響																																																																										
温度(高温)	高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解(悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生)																																																																										
水素イオン濃度(pH)	酸性排水は、コンクリート・金属を腐食(施設の損傷)、他の排水との混合による有害ガス(硫化水素、シアン化水素)の発生(管渠内作業に支障)、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下																																																																										
生物化学的酸素要求量(BOD)	高BOD排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下																																																																										
浮遊物質(SS)	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設の過負荷、生物処理機能の低下																																																																										
よう素消費量	下水を還元状態にして硫化水素を発生(管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷)																																																																										
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)	管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等での作業能率の低下																																																																										
窒素(硝酸性窒素等)	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難																																																																										
燐	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難																																																																										
シアン	シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下																																																																										
カドミウム 鉛 六価クロム 有機リン 砒素 総水銀 アルキル水銀 セレン	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難																																																																										
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難																																																																										
フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下																																																																										
銅 亜鉛 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム	高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難																																																																										
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン	管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下																																																																										
ふっ素	生物処理機能の低下																																																																										
ほう素	下水道への影響は明らかではない 通常の生物処理では除去が困難																																																																										
ダイオキシン類	下水道へ与える影響について、詳細は不明であるが、下水道へ流入後はほとんど変化せずに処理場まで運ばれる																																																																										

ページ	新	旧	改正理由																																																																																																
4-9	<p style="text-align: center;">表4-4 水質項目の主な処理方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水の種類</th> <th>主な処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高温排水</td><td>水冷法</td></tr> <tr><td>酸・アルカリ排水</td><td>中和法</td></tr> <tr><td>浮遊物質</td><td>自然沈殿法、凝集沈殿法、加圧浮上法</td></tr> <tr><td>BODの高い排水</td><td>活性汚泥法、酸素活性汚泥法、回分式活性汚泥法、接触エアレーション法、回転生物接触法、嫌気性消化法</td></tr> <tr><td>りん</td><td>物理化学的処理法、生物学的処理法</td></tr> <tr><td>窒素</td><td>生物学的処理法、物理化学的処理法</td></tr> <tr><td>油類</td><td>自然浮上分離（オイル阻集器方式）法、自然浮上分離（オイルセパレータ方式）法</td></tr> <tr><td>よう素消費量の高い排水</td><td>薬品酸化法、生物処理法、活性炭吸着法</td></tr> <tr><td>シアン</td><td>アルカリ塩素酸化法、電解酸化法、イオン交換樹脂法、錯塩法（紺青法）</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>凝集沈殿法、硫化物凝集沈殿法、活性炭吸着法、キレート樹脂法</td></tr> <tr><td>有機りん</td><td>活性炭吸着法</td></tr> <tr><td>PCB</td><td>高温焼却法、脱塩素処理など</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>薬品還元法（連続法）、電解還元法、イオン交換樹脂法、水酸化物凝集沈殿法</td></tr> <tr><td>ひ素</td><td>金属水酸化物共沈法、鉄粉法、フェライト法</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td>薬品沈殿法、二段薬品沈殿法</td></tr> <tr><td>カドミウム</td><td>水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法</td></tr> <tr><td>銅</td><td>水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法、薬品沈殿法（ピロりん酸銅の石灰処理）</td></tr> <tr><td>亜鉛</td><td>水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法</td></tr> <tr><td>鉄</td><td>水酸化物凝集沈殿法</td></tr> <tr><td>マンガン</td><td>水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法</td></tr> <tr><td>農薬類</td><td>活性炭吸着法</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>エアレーション法、活性炭吸着法</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>還元法、金属水酸化物共沈法、イオン交換樹脂法</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類</td><td>オゾン+紫外線照射方式など</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>キレート樹脂法、凝集沈殿法</td></tr> <tr><td>有機塩素化合物</td><td>エアレーション法、活性炭吸着法</td></tr> </tbody> </table>	排水の種類	主な処理方法	高温排水	水冷法	酸・アルカリ排水	中和法	浮遊物質	自然沈殿法、凝集沈殿法、加圧浮上法	BODの高い排水	活性汚泥法、酸素活性汚泥法、回分式活性汚泥法、接触エアレーション法、回転生物接触法、嫌気性消化法	りん	物理化学的処理法、生物学的処理法	窒素	生物学的処理法、物理化学的処理法	油類	自然浮上分離（オイル阻集器方式）法、自然浮上分離（オイルセパレータ方式）法	よう素消費量の高い排水	薬品酸化法、生物処理法、活性炭吸着法	シアン	アルカリ塩素酸化法、電解酸化法、イオン交換樹脂法、錯塩法（紺青法）	水銀	凝集沈殿法、硫化物凝集沈殿法、活性炭吸着法、キレート樹脂法	有機りん	活性炭吸着法	PCB	高温焼却法、脱塩素処理など	クロム	薬品還元法（連続法）、電解還元法、イオン交換樹脂法、水酸化物凝集沈殿法	ひ素	金属水酸化物共沈法、鉄粉法、フェライト法	ふっ素	薬品沈殿法、二段薬品沈殿法	カドミウム	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法	鉛	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法	銅	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法、薬品沈殿法（ピロりん酸銅の石灰処理）	亜鉛	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法	鉄	水酸化物凝集沈殿法	マンガン	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法	農薬類	活性炭吸着法	ベンゼン	エアレーション法、活性炭吸着法	セレン	還元法、金属水酸化物共沈法、イオン交換樹脂法	ダイオキシン類	オゾン+紫外線照射方式など	ほう素	キレート樹脂法、凝集沈殿法	有機塩素化合物	エアレーション法、活性炭吸着法	<p style="text-align: center;">表4-4 水質項目の主な処理方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水の種類</th> <th>主な処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高温排水</td><td>空冷法、水冷法</td></tr> <tr><td>酸・アルカリ排水</td><td>中和法</td></tr> <tr><td>BOD成分含有排水</td><td>薬品沈殿法、薬品酸化法、生物学的処理法</td></tr> <tr><td>SS含有排水</td><td>ろ過法、普通沈殿法、薬品沈殿法</td></tr> <tr><td>シアン含有排水</td><td>薬品酸化法、イオン交換樹脂法、薬品沈殿法</td></tr> <tr><td>水銀化合物含有排水</td><td>薬品沈殿法、吸着法、キレート樹脂法</td></tr> <tr><td>有機りん含有排水</td><td>薬品沈殿法、吸着法</td></tr> <tr><td>六価クロム含有排水</td><td>薬品還元沈殿法、イオン交換樹脂法、吸着法</td></tr> <tr><td>ひ素含有排水</td><td>薬品沈殿法、吸着法</td></tr> <tr><td>重金属類含有排水</td><td>薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法</td></tr> <tr><td>油類含有排水</td><td>浮上分離法、吸着法、薬品沈殿法</td></tr> <tr><td>還元性物質含有排水</td><td>薬品沈殿法、ばっ気法、薬品酸化法</td></tr> <tr><td>フェノール類含有排水</td><td>薬品酸化法、生物学的処理法</td></tr> <tr><td>ふっ素含有排水</td><td>薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン等含有排水</td><td>吸着法、ばっ気法（非ガス吸着装置付）</td></tr> <tr><td>ほう素含有排水</td><td>薬品沈殿法、吸着処理法、キレート樹脂法</td></tr> <tr><td>窒素含有排水</td><td>生物学的処理法</td></tr> <tr><td>りん含有排水</td><td>薬品沈殿法、生物学的処理法</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類含有排水</td><td>オゾン+紫外線照射法</td></tr> </tbody> </table>	排水の種類	主な処理方法	高温排水	空冷法、水冷法	酸・アルカリ排水	中和法	BOD成分含有排水	薬品沈殿法、薬品酸化法、生物学的処理法	SS含有排水	ろ過法、普通沈殿法、薬品沈殿法	シアン含有排水	薬品酸化法、イオン交換樹脂法、薬品沈殿法	水銀化合物含有排水	薬品沈殿法、吸着法、キレート樹脂法	有機りん含有排水	薬品沈殿法、吸着法	六価クロム含有排水	薬品還元沈殿法、イオン交換樹脂法、吸着法	ひ素含有排水	薬品沈殿法、吸着法	重金属類含有排水	薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法	油類含有排水	浮上分離法、吸着法、薬品沈殿法	還元性物質含有排水	薬品沈殿法、ばっ気法、薬品酸化法	フェノール類含有排水	薬品酸化法、生物学的処理法	ふっ素含有排水	薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法	トリクロロエチレン等含有排水	吸着法、ばっ気法（非ガス吸着装置付）	ほう素含有排水	薬品沈殿法、吸着処理法、キレート樹脂法	窒素含有排水	生物学的処理法	りん含有排水	薬品沈殿法、生物学的処理法	ダイオキシン類含有排水	オゾン+紫外線照射法	<p>・処理方法の削除及び追加。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）</p>
排水の種類	主な処理方法																																																																																																		
高温排水	水冷法																																																																																																		
酸・アルカリ排水	中和法																																																																																																		
浮遊物質	自然沈殿法、凝集沈殿法、加圧浮上法																																																																																																		
BODの高い排水	活性汚泥法、酸素活性汚泥法、回分式活性汚泥法、接触エアレーション法、回転生物接触法、嫌気性消化法																																																																																																		
りん	物理化学的処理法、生物学的処理法																																																																																																		
窒素	生物学的処理法、物理化学的処理法																																																																																																		
油類	自然浮上分離（オイル阻集器方式）法、自然浮上分離（オイルセパレータ方式）法																																																																																																		
よう素消費量の高い排水	薬品酸化法、生物処理法、活性炭吸着法																																																																																																		
シアン	アルカリ塩素酸化法、電解酸化法、イオン交換樹脂法、錯塩法（紺青法）																																																																																																		
水銀	凝集沈殿法、硫化物凝集沈殿法、活性炭吸着法、キレート樹脂法																																																																																																		
有機りん	活性炭吸着法																																																																																																		
PCB	高温焼却法、脱塩素処理など																																																																																																		
クロム	薬品還元法（連続法）、電解還元法、イオン交換樹脂法、水酸化物凝集沈殿法																																																																																																		
ひ素	金属水酸化物共沈法、鉄粉法、フェライト法																																																																																																		
ふっ素	薬品沈殿法、二段薬品沈殿法																																																																																																		
カドミウム	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法																																																																																																		
鉛	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法																																																																																																		
銅	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法、薬品沈殿法（ピロりん酸銅の石灰処理）																																																																																																		
亜鉛	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法																																																																																																		
鉄	水酸化物凝集沈殿法																																																																																																		
マンガン	水酸化物凝集沈殿法、金属水酸化物共沈法、置換法、硫化物凝集沈殿法、鉄粉法、フェライト法、キレート樹脂法、イオン交換樹脂法																																																																																																		
農薬類	活性炭吸着法																																																																																																		
ベンゼン	エアレーション法、活性炭吸着法																																																																																																		
セレン	還元法、金属水酸化物共沈法、イオン交換樹脂法																																																																																																		
ダイオキシン類	オゾン+紫外線照射方式など																																																																																																		
ほう素	キレート樹脂法、凝集沈殿法																																																																																																		
有機塩素化合物	エアレーション法、活性炭吸着法																																																																																																		
排水の種類	主な処理方法																																																																																																		
高温排水	空冷法、水冷法																																																																																																		
酸・アルカリ排水	中和法																																																																																																		
BOD成分含有排水	薬品沈殿法、薬品酸化法、生物学的処理法																																																																																																		
SS含有排水	ろ過法、普通沈殿法、薬品沈殿法																																																																																																		
シアン含有排水	薬品酸化法、イオン交換樹脂法、薬品沈殿法																																																																																																		
水銀化合物含有排水	薬品沈殿法、吸着法、キレート樹脂法																																																																																																		
有機りん含有排水	薬品沈殿法、吸着法																																																																																																		
六価クロム含有排水	薬品還元沈殿法、イオン交換樹脂法、吸着法																																																																																																		
ひ素含有排水	薬品沈殿法、吸着法																																																																																																		
重金属類含有排水	薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法																																																																																																		
油類含有排水	浮上分離法、吸着法、薬品沈殿法																																																																																																		
還元性物質含有排水	薬品沈殿法、ばっ気法、薬品酸化法																																																																																																		
フェノール類含有排水	薬品酸化法、生物学的処理法																																																																																																		
ふっ素含有排水	薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法																																																																																																		
トリクロロエチレン等含有排水	吸着法、ばっ気法（非ガス吸着装置付）																																																																																																		
ほう素含有排水	薬品沈殿法、吸着処理法、キレート樹脂法																																																																																																		
窒素含有排水	生物学的処理法																																																																																																		
りん含有排水	薬品沈殿法、生物学的処理法																																																																																																		
ダイオキシン類含有排水	オゾン+紫外線照射法																																																																																																		

ページ	新	旧	改正理由																														
5-3	<p>下水道法施行令では、1/100以上のこう配をとるように規定されているが、それによりがたい場合は、「マニング式による流速・流量表」(参考資料6 P.参-6-1)を参照のうえ、こう配を決定する。</p>	<p>下水道法施行令では、1/100以上のこう配をとるように規定されているが、それによりがたい場合は、「マニング式による流速・流量表」(参考資料8 P.参-8-1)を参照のうえ、こう配を決定する。</p>	<p>・参考資料掲載場所の変更。</p>																														
5-8	<p>(省略)</p> <p>表5-3 支管用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管用支管</td> <td>60, 90 SVR</td> <td rowspan="5">100 ~200</td> </tr> <tr> <td>ヒューム管用支管</td> <td>60, 90 SHR</td> </tr> <tr> <td>ゴム輪受口片受直管</td> <td>SRA, SRB</td> </tr> <tr> <td>ゴム輪受口曲管</td> <td>15, 30, 45, 60 SR</td> </tr> <tr> <td>プレーンエンド直管</td> <td>VU</td> <td>75~200</td> </tr> </tbody> </table>	種類	略号	規格	硬質塩化ビニル管用支管	60, 90 SVR	100 ~200	ヒューム管用支管	60, 90 SHR	ゴム輪受口片受直管	SRA, SRB	ゴム輪受口曲管	15, 30, 45, 60 SR	プレーンエンド直管	VU	75~200	<p>(省略)</p> <p>表5-3 支管用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管用支管</td> <td>60, 90 SVR</td> <td rowspan="5">100 ~200</td> </tr> <tr> <td>ヒューム管用支管</td> <td>60, 90 SHR</td> </tr> <tr> <td>ゴム輪受口片受直管</td> <td>SRB</td> </tr> <tr> <td>ゴム輪受口曲管</td> <td>15, 30, 45, 60 SR</td> </tr> <tr> <td>プレーンエンド直管</td> <td>VU</td> <td>75~200</td> </tr> </tbody> </table>	種類	略号	規格	硬質塩化ビニル管用支管	60, 90 SVR	100 ~200	ヒューム管用支管	60, 90 SHR	ゴム輪受口片受直管	SRB	ゴム輪受口曲管	15, 30, 45, 60 SR	プレーンエンド直管	VU	75~200	<p>・SRAが使用できることを追記。</p>
種類	略号	規格																															
硬質塩化ビニル管用支管	60, 90 SVR	100 ~200																															
ヒューム管用支管	60, 90 SHR																																
ゴム輪受口片受直管	SRA, SRB																																
ゴム輪受口曲管	15, 30, 45, 60 SR																																
プレーンエンド直管	VU		75~200																														
種類	略号	規格																															
硬質塩化ビニル管用支管	60, 90 SVR	100 ~200																															
ヒューム管用支管	60, 90 SHR																																
ゴム輪受口片受直管	SRB																																
ゴム輪受口曲管	15, 30, 45, 60 SR																																
プレーンエンド直管	VU		75~200																														
5-13	<p>(省略)</p> <p>表5-3 支管用</p> <p>マンホールの構造については、「下水道施設標準図面集 平成25年度 東広島市」を参照すること。</p>	<p>(省略)</p> <p>③ マンホールの構造</p> <p>マンホールの構造については、「下水道施設標準図面集 平成20年度 東広島市」を参照すること。</p>	<p>・参照文献を最新版に修正。</p>																														
5-15	<p>(省略)</p> <p>8) 各戸ごとの取付け管布設詳細図 「下水道施設標準図面集 平成25年度 東広島市」を参考に、各戸ごとに構造図を作成する。</p> <p>9) 台帳図</p>	<p>(省略)</p> <p>8) 各戸ごとの取付け管布設詳細図 「下水道施設標準図面集 平成20年度 東広島市」を参考に、各戸ごとに構造図を作成する。</p> <p>9) 台帳図</p>	<p>・参照文献を最新版に修正。</p> <p>・参考資料掲載場所の変更。</p>																														

ページ	新	旧	改正理由
	(省略) (13)本管に90度支管(90SVR)とゴム輪受口曲管(SR)との間に立ち上がりが必要な場合には、ゴム輪受口片受直管(SRA又はSRB)を使用すること。	(省略) (13)本管に90度支管(90SVR)とゴム輪受口曲管(SR)との間に立ち上がりが必要な場合には、ゴム輪受口片受直管(SRB)を使用すること。	・SRAが使用できることを追記。
5-22	(省略) (15)公共ますには、 原則として 防護蓋(T-8市章入)を設置すること。 ただし、現地又は将来の土地利用の状況が防護や高さ調整を必要としないことが明確である場合には、塩ビ製蓋(T-2市章入回転開閉式)とすることができる。 (16)取付け管は、90度支管・曲管・ ゴム輪受口片受直管 の順に下流から設置していくこと。 (17) その他、指示する条件を遵守すること。 (18)以上の条件が確認できる写真を物件設置完工届に添付すること。 (19)公共ます(塩ビ製フリーインバート柵)と宅内排水設備との接続部は、ホルソーで削孔し、ホルソー受け口を取り付けること。	(省略) (15)公共ますには、すべて防護蓋(T-8市章入)を設置すること。 (16)取付け管は、90度支管・曲管・SRBの順に下流から設置していくこと。 (17) <u>以上の条件が確認できる写真を物件設置完工届に添付すること。</u> (18) <u>公共ます(塩ビ製フリーインバート柵)と宅内排水設備との接続部は、ホルソーで削孔し、ホルソー受け口を取り付けること。</u>	・現地の状況等によっては塩ビ製蓋の使用が可能な旨追記。 ・SRAの使用可能による表現の変更。 ・市が別途指示する条件の遵守を追記。 ・項目追加による番号ずれ。 ・項目追加による番号ずれ。
6-1	(省略) ①「下水道施設計画・設計指針と解説」(2019年版、日本下水道協会) (省略) ③「小規模汚水中継ポンプ場設計要領(案)」(平成9年1月、 下水道事業団)	(省略) ①「下水道施設計画・設計指針と解説」(2001年版、日本下水道協会) (省略) ③「小規模汚水中継ポンプ場設計要領(案)」(平成9年1月、 <u>下水道業務管理センター</u>)	・参照文献を最新版に修正。 ・参照文献を最新版に修正。
6-2	⑤「下水道排水設備指針と解説」(2016年版、日本下水道協会) (省略) ⑦「東広島市公共下水道設計基準書」(平成25年度版 東広島市)	⑤「下水道排水設備指針と解説」(2004年版、日本下水道協会) (省略) ⑦「東広島市公共下水道設計基準書」(平成20年度版 東広島市)	・参照文献を最新版に修正。 ・参照文献を最新版に修正。

ページ	新	旧	改正理由
	<p>(省略)</p> <p>戸別排水施設の適用範囲</p>  <p>図6-1. 戸別排水施設の適用範囲</p>	<p>(省略)</p> <p>戸別排水施設の適用範囲</p>  <p>図6-1. 戸別排水施設の適用範囲</p>	<p>・参照文献を最新版に修正。</p>
6-3	<p>(省略)</p> <p>なお、事業所の排水についても対象とするが、本基準書では、排水量50m³/日未満のものを対象とし、油脂・夾雑物等のポンプ槽内への付着・沈殿、配管内側への閉塞等も考慮し、東広島市公共下水道条例第13条（特定事業場からの下水の排除の制限）に準じ、同条に定める水質の基準に適合しない排水が流入しないよう、同条例に則って所用の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(省略)</p> <p>なお、事業所の排水についても対象とするが、本基準書では、排水量50m³/日未満のものを対象とし、油脂・夾雑物等のポンプ槽内への付着・沈殿、配管内側への閉塞等も考慮し、東広島市公共下水道条例第12条（特定事業場からの下水の排除の制限）に準じ、同条に定める水質の基準に適合しない排水が流入しないよう、同条例に則って所用の措置を講ずるものとする。</p>	<p>・参照する条の修正。</p>
6-16	<p>(2) について 流入管、送水管とも、公共ますに至るまでの設備の一部であることから、「下水道排水設備指針と解説」(2016年版 日本下水道協会)に基づいて布設する。</p>	<p>(2) について 流入管、送水管とも、公共ますに至るまでの設備の一部であることから、「下水道排水設備指針と解説」(2004年版 日本下水道協会)に基づいて布設する。</p>	<p>・参照文献を最新版に修正。</p>
6-22	<p>(省略)</p> <p>(4) 送水管接続先は排水設備（小型マンホール等）とする。なお、集合住宅・事業</p>	<p>(省略)</p> <p>(4) 送水管接続先は公共ますを基本とする。ただし、集合住宅・事業所・商店等</p>	<p>・公共ますの管理上、圧送管の直接接続は望ましくないため記載修正。</p>

ページ	新	旧	改正理由
	所・商店等は排水量に応じ別途考慮する。	は排水量に応じ別途考慮する。	
6-23	(省略) (4)について 圧送管の吐出先は、 排水設備（小型マンホール等）とする。 なお 、集合住宅、商店・事業所等、一般家庭よりも多量の排水が予想される場合は、ます蓋の飛散の恐れがあるため、 小型マンホール 等の採用を検討する。	(省略) (4)について 圧送管の吐出先は公共ますを基本とする。 <u>ただし</u> 、集合住宅、商店・事業所等、一般家庭よりも多量の排水が予想される場合は、ます蓋の飛散の恐れがあるため、 <u>小型人孔</u> 等の採用を検討する。	・公共ますの管理上、圧送管の直接接続は望ましくないため記載修正。 ・人孔をマンホールに表現の修正。
6-26	(4)について 異常高水位、ポンプのつまり、動作異常、受電不良等の電気設備または機械設備の異常を外部へと知らせるため、回転灯または音声発報設備（ ブザー ）を設置する。	(4)について 異常高水位、ポンプのつまり、動作異常、受電不良等の電気設備または機械設備の異常を外部へと知らせるため、回転灯または音声発報設備（ <u>ブザ</u> ）を設置する。	・表現の修正。
参-1-1	1. 排水設備設置の事務の流れ (省略)	1. <u>東広島市公共下水道排水設備指定工事店規則</u> <u>(省略)</u>	・規則はHP例規集に掲載があるため削除。 ・参照の登場順に「参考資料4」を繰り上げ。
参-2-1	2. 排水設備維持管理項目 排水設備に関する維持管理項目および点検頻度について、日本下水道協会発行の「下水道維持管理指針実務編-2014年版-」に掲載されている参考例を次表に示す。	2. <u>日本下水道協会広島県支部 下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習実施要綱</u> <u>(省略)</u>	・本要綱は広島県下水道協会が最新の情報を提示するため削除。 ・参照の登場順に、新たに排水設備の維持管理項目についての資料を追加。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）

排水、通気、衛生器具設備等点検一覧表（その2）（参考）

機器名	点検項目	日	点検月	年	備考
共通	(1) 衛生機器及び洗濯機等の清掃 (2) 排水栓及び洗浄機の清掃 (3) 排水栓及び洗浄機の排水 (4) 排水の点検、整備 (5) 排水管の点検 (6) 衛生機器及び洗濯機等の清掃 (7) 衛生機器の清掃 (8) 排水管の点検				<p>① 洗面、風呂等 ② 便器、小便器、洗面台など ③ トイレ、洗面台、排水管の点検 ④ 排水の点検、整備 ⑤ 排水管の点検 ⑥ 衛生機器、金具、洗濯機等 ⑦ 水石けん、トイレ、洗面台、排水管の点検 ⑧ 排水管の点検、整備</p>
大 便 器 類	(1) 洗浄弁の水漏れ点検 (2) ホールタップの作動 (3) ハキュームプレープの作動				<p>① 洗浄弁の水漏れ点検 ② ホールタップの作動 ③ ハキュームプレープの作動</p>
小 便 器 類	(1) 洗浄弁の水漏れ点検				<p>① 洗浄弁の水漏れ点検</p>

機器名	点検項目	日	点検月	年	備考
衛 生 器 具 類	(1) 自動トイレの洗浄機 (2) 洗面台の清掃 (3) 洗面台の排水 (4) 洗面台の排水 (5) 洗面台の排水 (6) 洗面台の排水 (7) 洗面台の排水 (8) 洗面台の排水 (9) 洗面台の排水 (10) 洗面台の排水 (11) 洗面台の排水 (12) 洗面台の排水 (13) 洗面台の排水 (14) 洗面台の排水 (15) 洗面台の排水 (16) 洗面台の排水 (17) 洗面台の排水 (18) 洗面台の排水 (19) 洗面台の排水 (20) 洗面台の排水 (21) 洗面台の排水 (22) 洗面台の排水 (23) 洗面台の排水 (24) 洗面台の排水 (25) 洗面台の排水 (26) 洗面台の排水 (27) 洗面台の排水 (28) 洗面台の排水 (29) 洗面台の排水 (30) 洗面台の排水 (31) 洗面台の排水 (32) 洗面台の排水 (33) 洗面台の排水 (34) 洗面台の排水 (35) 洗面台の排水 (36) 洗面台の排水 (37) 洗面台の排水 (38) 洗面台の排水 (39) 洗面台の排水 (40) 洗面台の排水 (41) 洗面台の排水 (42) 洗面台の排水 (43) 洗面台の排水 (44) 洗面台の排水 (45) 洗面台の排水 (46) 洗面台の排水 (47) 洗面台の排水 (48) 洗面台の排水 (49) 洗面台の排水 (50) 洗面台の排水 (51) 洗面台の排水 (52) 洗面台の排水 (53) 洗面台の排水 (54) 洗面台の排水 (55) 洗面台の排水 (56) 洗面台の排水 (57) 洗面台の排水 (58) 洗面台の排水 (59) 洗面台の排水 (60) 洗面台の排水 (61) 洗面台の排水 (62) 洗面台の排水 (63) 洗面台の排水 (64) 洗面台の排水 (65) 洗面台の排水 (66) 洗面台の排水 (67) 洗面台の排水 (68) 洗面台の排水 (69) 洗面台の排水 (70) 洗面台の排水 (71) 洗面台の排水 (72) 洗面台の排水 (73) 洗面台の排水 (74) 洗面台の排水 (75) 洗面台の排水 (76) 洗面台の排水 (77) 洗面台の排水 (78) 洗面台の排水 (79) 洗面台の排水 (80) 洗面台の排水 (81) 洗面台の排水 (82) 洗面台の排水 (83) 洗面台の排水 (84) 洗面台の排水 (85) 洗面台の排水 (86) 洗面台の排水 (87) 洗面台の排水 (88) 洗面台の排水 (89) 洗面台の排水 (90) 洗面台の排水 (91) 洗面台の排水 (92) 洗面台の排水 (93) 洗面台の排水 (94) 洗面台の排水 (95) 洗面台の排水 (96) 洗面台の排水 (97) 洗面台の排水 (98) 洗面台の排水 (99) 洗面台の排水 (100) 洗面台の排水				<p>① 自動トイレの洗浄機 ② 洗面台の清掃 ③ 洗面台の排水 ④ 洗面台の排水 ⑤ 洗面台の排水 ⑥ 洗面台の排水 ⑦ 洗面台の排水 ⑧ 洗面台の排水 ⑨ 洗面台の排水 ⑩ 洗面台の排水 ⑪ 洗面台の排水 ⑫ 洗面台の排水 ⑬ 洗面台の排水 ⑭ 洗面台の排水 ⑮ 洗面台の排水 ⑯ 洗面台の排水 ⑰ 洗面台の排水 ⑱ 洗面台の排水 ⑲ 洗面台の排水 ⑳ 洗面台の排水 ㉑ 洗面台の排水 ㉒ 洗面台の排水 ㉓ 洗面台の排水 ㉔ 洗面台の排水 ㉕ 洗面台の排水 ㉖ 洗面台の排水 ㉗ 洗面台の排水 ㉘ 洗面台の排水 ㉙ 洗面台の排水 ㉚ 洗面台の排水 ㉛ 洗面台の排水 ㉜ 洗面台の排水 ㉝ 洗面台の排水 ㉞ 洗面台の排水 ㉟ 洗面台の排水 ㊱ 洗面台の排水 ㊲ 洗面台の排水 ㊳ 洗面台の排水 ㊴ 洗面台の排水 ㊵ 洗面台の排水 ㊶ 洗面台の排水 ㊷ 洗面台の排水 ㊸ 洗面台の排水 ㊹ 洗面台の排水 ㊺ 洗面台の排水 ㊻ 洗面台の排水 ㊼ 洗面台の排水 ㊽ 洗面台の排水 ㊾ 洗面台の排水 ㊿ 洗面台の排水</p>

注 ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）

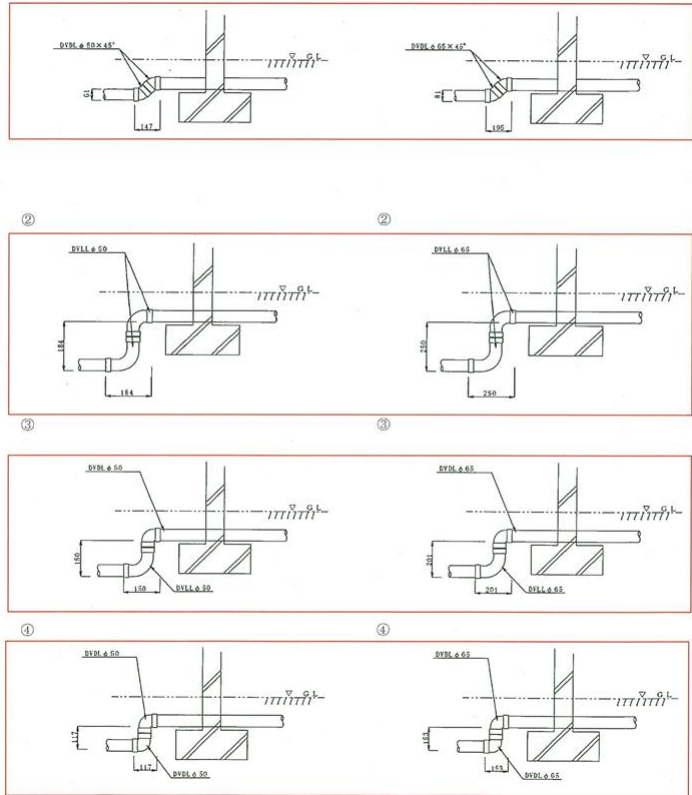
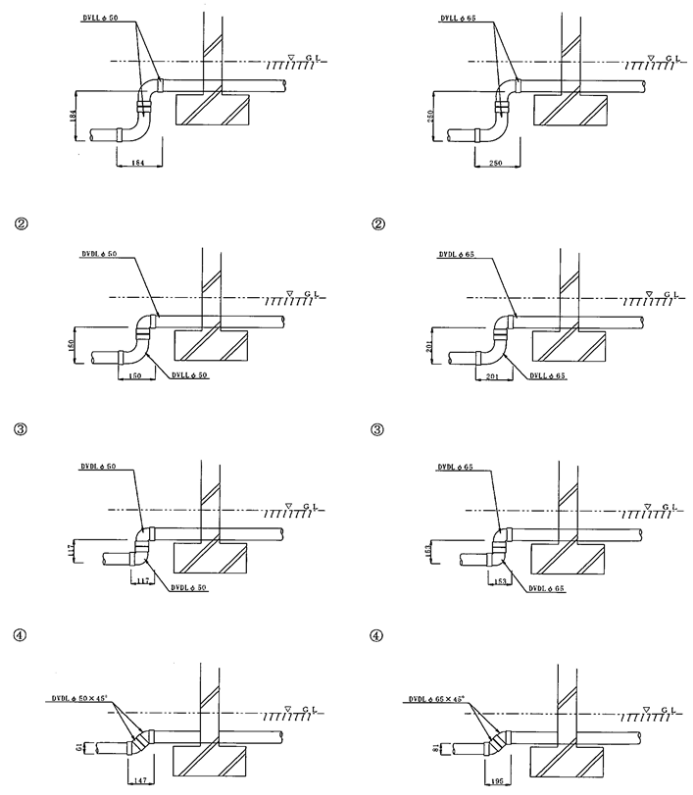
新

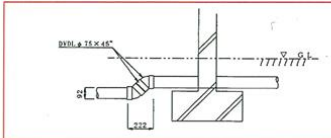
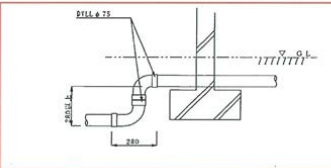
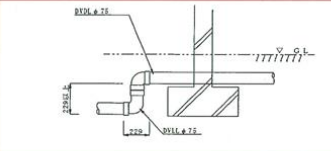
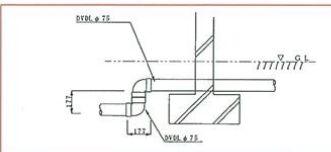
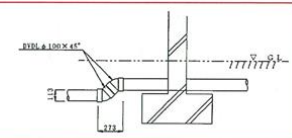
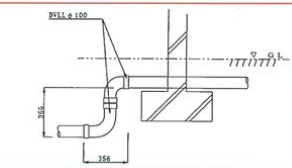
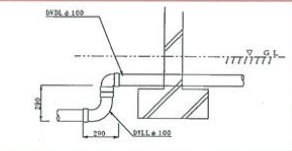
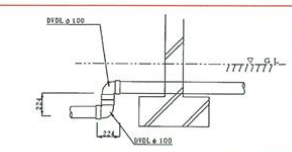
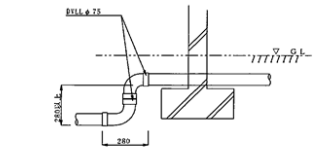
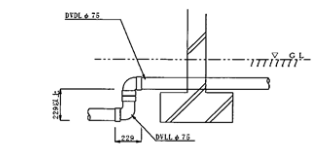
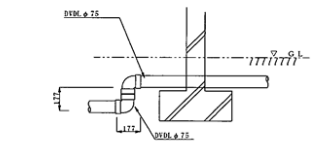
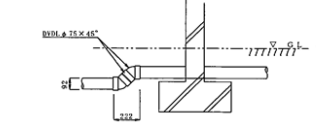
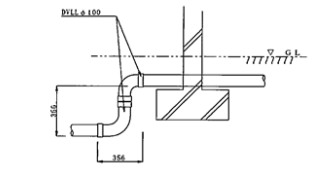
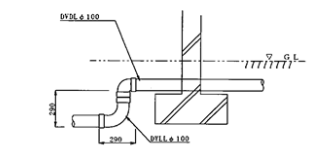
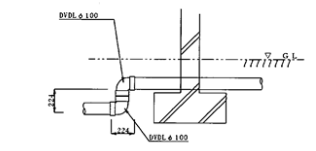
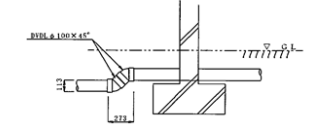
旧

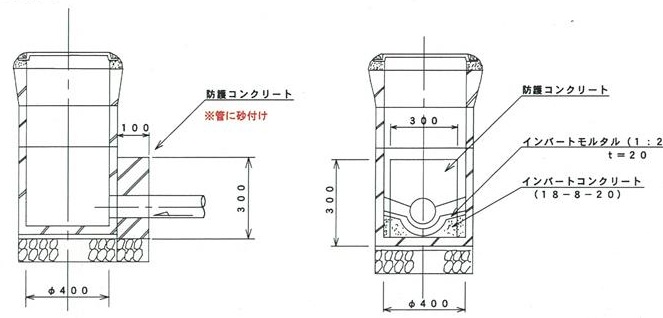
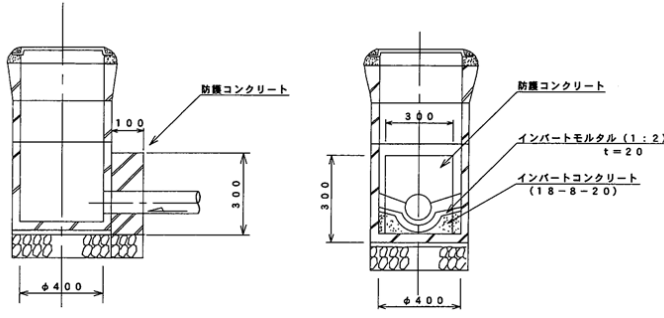
改正理由

・参照の登場順に、新たに排水設備の維持管理項目についての資料を追加。（参考文献「下水道排水設備指針と解説-2016版」を準用）

ページ	新	旧	改正理由
参-3-1 ~12	3. 排水設備の設計 (省略)	3. <u>日本下水道協会広島県支部 下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習実施要領</u> (省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・本要領は広島県下水道協会が最新の情報を提示するため削除。 ・参照の登場順に「参考資料9」を繰り上げ。
参-4-1 ~15	4. 即時排水型ビルピット設備技術マニュアル-2002年3月- (抜粋) (目次修正)	4. <u>排水設備の事務の流れ</u> (省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・参照の登場順に「参考資料11」を繰り上げ。 ・目次の参考資料番号を修正。(参-4-〇)
参-5-1 ~15	5. 即時排水型ビルピット設備の設計事例 (省略)	5. <u>排水設備指定工事店の申請手順について</u> (省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手順はHP下水道施設課内に掲載があるため削除。 ・参照の登場順に「参考資料12」を繰り上げ。
参-6-1 ~3	6. マンシング式による流速・流量表 (省略)	6. <u>関係法令等</u> (省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等は随時改正があり、それぞれに情報提示があるため削除。 ・参照の登場順に「参考資料8」を繰り上げ。

ページ	新	旧	改正理由
参-7-1	<p data-bbox="250 178 645 245">7. 旧排水工事手びき抜粋図面 (省略)</p> <p data-bbox="353 261 533 280">基礎貫通配管 (φ50m/m)</p> <p data-bbox="703 261 882 280">基礎貫通配管 (φ65m/m)</p> 	<p data-bbox="960 178 1211 245">7. 特定施設一覧表 (省略)</p> <p data-bbox="1059 261 1238 280">基礎貫通配管 (φ50m/m)</p> <p data-bbox="1408 261 1588 280">基礎貫通配管 (φ65m/m)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1668 178 2098 245">・参照の登場順に「参考資料15」を繰り上げ。 <li data-bbox="1668 252 2112 319">・基礎貫通配管の採用優先順位の順に図を並べ替え。(参-7-1~2)

ページ	新		旧		改正理由
参-7-2	<p>基礎貫通配管 (φ75m/m)</p> <p>① </p> <p>② </p> <p>③ </p> <p>④ </p>	<p>基礎貫通配管 (φ100m/m)</p> <p>① </p> <p>② </p> <p>③ </p> <p>④ </p>	<p>基礎貫通配管 (φ75m/m)</p> <p>① </p> <p>② </p> <p>③ </p> <p>④ </p>	<p>基礎貫通配管 (φ100m/m)</p> <p>① </p> <p>② </p> <p>③ </p> <p>④ </p>	<p>・基礎貫通配管の採用優先順位の順に図を並べ替え。(参-7-1~2)</p>

ページ	新	旧	改正理由
参-7-8	<p>(省略)</p> <p>公共ます B TYPE</p> 	<p>(省略)</p> <p>公共ます B TYPE</p> 	<p>・防護コンクリートを施工する場合は管に砂付け処理を行うことを追記。(参-7-8)</p>
参-8-1	<p>8. 浄化槽を雨水の一時貯留等に再利用する場合 (省略)</p>	<p>8. マニング式による流速・流量表 (省略)</p>	<p>・参照の登場順に「参考資料10」を繰り上げ。</p>

ページ	新	旧	改正理由																																																																																																								
参-9-1	<p style="text-align: center;">9. 特定施設一覧表</p> <p style="text-align: center;">(水質汚濁防止法関係) 平成 27 年一部改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設</td> </tr> <tr> <td>1 の 2</td> <td>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>めん類製造業の用に供する湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</td> </tr> <tr> <td>18 の 2</td> <td>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>18 の 3</td> <td>たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そうホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設</td> </tr> <tr> <td>21 の 2</td> <td>一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー</td> </tr> <tr> <td>21 の 3</td> <td>合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</td> </tr> </table>	1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設	1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	2	畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	3	水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そうホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	<p style="text-align: center;">7. 特定施設一覧表</p> <p style="text-align: center;">(水質汚濁防止法関係) 平成 12 年一部改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設</td> </tr> <tr> <td>1 の 2</td> <td>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>めん類製造業の用に供する湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</td> </tr> <tr> <td>18 の 2</td> <td>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>18 の 3</td> <td>たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そうホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設</td> </tr> <tr> <td>21 の 2</td> <td>一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー</td> </tr> <tr> <td>21 の 3</td> <td>合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</td> </tr> </table>	1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設	1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	2	畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	3	水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そうホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	<ul style="list-style-type: none"> ・参照の登場順に「参考資料 10」を繰り上げ。 ・最新の法令改正内容に修正。
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設																																																																																																										
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																										
2	畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設																																																																																																										
3	水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設																																																																																																										
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設																																																																																																										
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設																																																																																																										
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設																																																																																																										
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設																																																																																																										
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう																																																																																																										
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機																																																																																																										
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設																																																																																																										
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設																																																																																																										
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設																																																																																																										
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設																																																																																																										
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設																																																																																																										
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設																																																																																																										
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設																																																																																																										
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設																																																																																																										
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設																																																																																																										
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設																																																																																																										
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設																																																																																																										
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そうホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設																																																																																																										
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設																																																																																																										
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設																																																																																																										
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー																																																																																																										
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設																																																																																																										
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設																																																																																																										
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																										
2	畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設																																																																																																										
3	水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設																																																																																																										
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設																																																																																																										
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設																																																																																																										
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設																																																																																																										
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設																																																																																																										
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう																																																																																																										
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機																																																																																																										
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設																																																																																																										
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設																																																																																																										
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設																																																																																																										
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設																																																																																																										
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設																																																																																																										
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設																																																																																																										
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設																																																																																																										
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設																																																																																																										
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設																																																																																																										
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設																																																																																																										
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設																																																																																																										
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そうホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設																																																																																																										
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設																																																																																																										
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設																																																																																																										
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー																																																																																																										
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設																																																																																																										

ページ	新	旧	改正理由																																																																				
参-9-2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 177 315 225">21の4</td> <td data-bbox="315 177 943 225">パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 225 315 272">22</td> <td data-bbox="315 225 943 272">木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液 浸透施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 272 315 352">23</td> <td data-bbox="315 272 943 352">パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せ き施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チッ プ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 352 315 400">23の2</td> <td data-bbox="315 352 943 400">新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式 フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 400 315 448">24</td> <td data-bbox="315 400 943 448">化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 448 315 480">25</td> <td data-bbox="315 448 943 480">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 480 315 528">26</td> <td data-bbox="315 480 943 528">無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分 別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 528 315 639">27</td> <td data-bbox="315 528 943 639">前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩 酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及 び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造 施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 639 315 751">28</td> <td data-bbox="315 639 943 751">カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式 アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル 製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロレンモノマー 洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 751 315 783">29</td> <td data-bbox="315 751 943 783">コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗 浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 783 315 815">30</td> <td data-bbox="315 783 943 815">発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 815 315 895">31</td> <td data-bbox="315 815 943 895">メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は 四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 895 315 943">32</td> <td data-bbox="315 895 943 943">有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 943 315 1038">33</td> <td data-bbox="315 943 943 1038">合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗 施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法 によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる 処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1038 315 1102">34</td> <td data-bbox="315 1038 943 1102">合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジ エンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1102 315 1134">35</td> <td data-bbox="315 1102 943 1134">有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離 施設 ハ 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1134 315 1198">36</td> <td data-bbox="315 1134 943 1198">合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス 洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</td> </tr> </table>	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液 浸透施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せ き施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チッ プ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式 フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	25	削除	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分 別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩 酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及 び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造 施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式 アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル 製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロレンモノマー 洗浄施設	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗 浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は 四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗 施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法 によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる 処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジ エンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離 施設 ハ 廃ガス洗浄施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス 洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="956 177 1023 225">21の4</td> <td data-bbox="1023 177 1650 225">パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 225 1023 272">22</td> <td data-bbox="1023 225 1650 272">木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液 浸透施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 272 1023 352">23</td> <td data-bbox="1023 272 1650 352">パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せ き施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チッ プ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 352 1023 400">23の2</td> <td data-bbox="1023 352 1650 400">新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式 フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 400 1023 448">24</td> <td data-bbox="1023 400 1650 448">化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 448 1023 480">25</td> <td data-bbox="1023 448 1650 480">水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 480 1023 528">26</td> <td data-bbox="1023 480 1650 528">無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分 別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 528 1023 639">27</td> <td data-bbox="1023 528 1650 639">前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩 酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及 び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造 施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 639 1023 751">28</td> <td data-bbox="1023 639 1650 751">カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式 アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸 エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロ レンモノマー洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 751 1023 783">29</td> <td data-bbox="1023 751 1650 783">コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗 浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 783 1023 815">30</td> <td data-bbox="1023 783 1650 815">発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 815 1023 895">31</td> <td data-bbox="1023 815 1650 895">メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は 四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施 設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 895 1023 943">32</td> <td data-bbox="1023 895 1650 943">有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 943 1023 1038">33</td> <td data-bbox="1023 943 1650 1038">合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗 施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又 は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカ リによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 1038 1023 1102">34</td> <td data-bbox="1023 1038 1650 1102">合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジ エンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 1102 1023 1134">35</td> <td data-bbox="1023 1102 1650 1134">有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離 施設 ハ 廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="956 1134 1023 1198">36</td> <td data-bbox="1023 1134 1650 1198">合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス 洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</td> </tr> </table>	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液 浸透施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せ き施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チッ プ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式 フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分 別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩 酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及 び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造 施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式 アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸 エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロ レンモノマー洗浄施設	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗 浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は 四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施 設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗 施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又 は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカ リによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジ エンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離 施設 ハ 廃ガス洗浄施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス 洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	<p>・最新の法令改正内容に修正。</p>
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設																																																																						
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液 浸透施設																																																																						
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せ き施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チッ プ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設																																																																						
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式 フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設																																																																						
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設																																																																						
25	削除																																																																						
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分 別施設 ホ 廃ガス洗浄施設																																																																						
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩 酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及 び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造 施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設																																																																						
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式 アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル 製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロレンモノマー 洗浄施設																																																																						
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗 浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設																																																																						
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設																																																																						
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は 四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設																																																																						
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設																																																																						
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗 施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法 によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる 処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設																																																																						
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジ エンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器																																																																						
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離 施設 ハ 廃ガス洗浄施設																																																																						
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス 洗浄施設 ハ 湿式集じん施設																																																																						
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設																																																																						
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液 浸透施設																																																																						
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せ き施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チッ プ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設																																																																						
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式 フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設																																																																						
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設																																																																						
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設																																																																						
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分 別施設 ホ 廃ガス洗浄施設																																																																						
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩 酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及 び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造 施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設																																																																						
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式 アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸 エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロ レンモノマー洗浄施設																																																																						
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗 浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設																																																																						
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設																																																																						
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は 四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施 設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設																																																																						
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設																																																																						
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗 施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又 は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカ リによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設																																																																						
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジ エンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器																																																																						
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離 施設 ハ 廃ガス洗浄施設																																																																						
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス 洗浄施設 ハ 湿式集じん施設																																																																						

ページ	新	旧	改正理由
参-9-3	<p>37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジオキサネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 塵ガス洗浄施設</p> <p>38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設</p> <p>38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1、4-ジオキシサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）</p> <p>39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設</p> <p>40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p> <p>41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設</p> <p>42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設</p> <p>43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p> <p>44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設</p> <p>45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p> <p>46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 塵ガス洗浄施設</p> <p>47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 塵ガス洗浄施設</p> <p>48 火薬製造業の用に供する洗浄施設</p> <p>49 農薬製造業の用に供する混合施設</p> <p>50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</p> <p>51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設</p> <p>51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設</p> <p>51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設</p> <p>52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設</p> <p>53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 塵ガス洗浄施設</p>	<p>37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジオキサネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 塵ガス洗浄施設</p> <p>38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設</p> <p>39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設</p> <p>40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設</p> <p>41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設</p> <p>42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設</p> <p>43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p> <p>44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設</p> <p>45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設</p> <p>46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 塵ガス洗浄施設</p> <p>47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 塵ガス洗浄施設</p> <p>48 火薬製造業の用に供する洗浄施設</p> <p>49 農薬製造業の用に供する混合施設</p> <p>50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</p> <p>51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設</p> <p>51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設</p> <p>51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設</p> <p>52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設</p> <p>53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 塵ガス洗浄施設</p> <p>54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）</p>	<p>・最新の法令改正内容に修正。</p>

ページ	新	旧	改正理由																																																																																																										
参-9-4	<table border="1"> <tr><td>54</td><td>セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）</td></tr> <tr><td>55</td><td>生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント</td></tr> <tr><td>56</td><td>有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設</td></tr> <tr><td>57</td><td>人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設</td></tr> <tr><td>58</td><td>窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設</td></tr> <tr><td>59</td><td>砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設</td></tr> <tr><td>60</td><td>砂利採取業の用に供する水洗式分別施設</td></tr> <tr><td>61</td><td>鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設</td></tr> <tr><td>62</td><td>非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設</td></tr> <tr><td>63</td><td>金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設</td></tr> <tr><td>63の2</td><td>空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設</td></tr> <tr><td>63の3</td><td>石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</td></tr> <tr><td>64</td><td>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</td></tr> <tr><td>64の2</td><td>水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設</td></tr> <tr><td>65</td><td>酸又はアルカリによる表面処理施設</td></tr> <tr><td>66</td><td>電気めっき施設</td></tr> <tr><td>66の2</td><td>エチレンオキシサイド又は1，4-ジオキシサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の3</td><td>旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設</td></tr> <tr><td>66の4</td><td>共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の5</td><td>弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の6</td><td>飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の7</td><td>そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の8</td><td>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>67</td><td>洗濯業の用に供する洗浄施設</td></tr> <tr><td>68</td><td>写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設</td></tr> <tr><td>68の2</td><td>病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設</td></tr> <tr><td>69</td><td>と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設</td></tr> </table>	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	58	窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	66	電気めっき施設	66の2	エチレンオキシサイド又は1，4-ジオキシサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	67	洗濯業の用に供する洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	<table border="1"> <tr><td>55</td><td>生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント</td></tr> <tr><td>56</td><td>有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設</td></tr> <tr><td>57</td><td>人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設</td></tr> <tr><td>58</td><td>窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設</td></tr> <tr><td>59</td><td>砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設</td></tr> <tr><td>60</td><td>砂利採取業の用に供する水洗式分別施設</td></tr> <tr><td>61</td><td>鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設</td></tr> <tr><td>62</td><td>非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設</td></tr> <tr><td>63</td><td>金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設</td></tr> <tr><td>63の2</td><td>空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設</td></tr> <tr><td>63の3</td><td>石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</td></tr> <tr><td>64</td><td>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</td></tr> <tr><td>64の2</td><td>水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設</td></tr> <tr><td>65</td><td>酸又はアルカリによる表面処理施設</td></tr> <tr><td>66</td><td>電気めっき施設</td></tr> <tr><td>66の2</td><td>旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設</td></tr> <tr><td>66の3</td><td>共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の4</td><td>弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の5</td><td>飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の6</td><td>そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>66の7</td><td>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</td></tr> <tr><td>67</td><td>洗たく業の用に供する洗浄施設</td></tr> <tr><td>68</td><td>写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設</td></tr> <tr><td>68の2</td><td>病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設</td></tr> <tr><td>69</td><td>と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設</td></tr> <tr><td>69の2</td><td>中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 卸卸売場</td></tr> </table>	55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	58	窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	66	電気めっき施設	66の2	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	66の3	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の5	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	67	洗たく業の用に供する洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 卸卸売場	<p>・最新の法令改正内容に修正。</p>
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）																																																																																																												
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント																																																																																																												
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設																																																																																																												
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設																																																																																																												
58	窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設																																																																																																												
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設																																																																																																												
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設																																																																																																												
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設																																																																																																												
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設																																																																																																												
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設																																																																																																												
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設																																																																																																												
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設																																																																																																												
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）																																																																																																												
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設																																																																																																												
65	酸又はアルカリによる表面処理施設																																																																																																												
66	電気めっき施設																																																																																																												
66の2	エチレンオキシサイド又は1，4-ジオキシサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）																																																																																																												
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設																																																																																																												
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
67	洗濯業の用に供する洗浄施設																																																																																																												
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設																																																																																																												
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設																																																																																																												
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設																																																																																																												
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント																																																																																																												
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設																																																																																																												
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設																																																																																																												
58	窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設																																																																																																												
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設																																																																																																												
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設																																																																																																												
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設																																																																																																												
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設																																																																																																												
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設																																																																																																												
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設																																																																																																												
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設																																																																																																												
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）																																																																																																												
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設																																																																																																												
65	酸又はアルカリによる表面処理施設																																																																																																												
66	電気めっき施設																																																																																																												
66の2	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設																																																																																																												
66の3	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の5	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）																																																																																																												
67	洗たく業の用に供する洗浄施設																																																																																																												
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設																																																																																																												
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設																																																																																																												
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設																																																																																																												
69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 卸卸売場																																																																																																												

ページ	新	旧	改正理由
参-9-5	<p>69の2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）イ 卸売場 ロ 仲卸売場</p> <p>69の3 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）イ 卸売場 ロ 仲卸売場</p> <p>70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）</p> <p>70の2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p> <p>71 自動式車両洗淨施設</p> <p>71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設</p> <p>71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設</p> <p>71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p> <p>71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）</p> <p>73 下水道終末処理施設</p> <p>74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）</p>	<p>69の3 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）イ 卸売場 ロ 仲卸売場</p> <p>70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）</p> <p>70の2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p> <p>71 自動式車両洗淨施設</p> <p>71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設</p> <p>71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設</p> <p>71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p> <p>71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）</p> <p>72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）</p> <p>73 下水道終末処理施設</p> <p>74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）</p>	

ページ	新	旧	改正理由
参-10-1 ~2	1 0. 東広島市公共下水道台帳記号 (省略)	1 0. <u>浄化槽を雨水の一時貯留等に再利用する場合</u> (省略)	参照の登場順に「参考資料 1 6」を繰り上げ。
参-11-1 ~9	1 1. 戸別ポンプ施設設置工事特記仕様書の例 (省略) (e) 「東広島市公共下水道設計基準書」(平成25年度版 東広島市) (f) 「戸別ポンプ施設設計基準書」(第 6 章 P-6 -1)	1 1. <u>即時排水型ビルピット設備技術マニュアル-2002年3月-(抜粋)</u> (省略)	・参照の登場順に「参考資料 1 8」を繰り上げ。 ・基準書を最新版に修正。 ・基準書の年版を掲載場所の記載に修正。
参-12-1 ~8	1 2. 用語の説明 (省略) 共用通気管	1 2. <u>即時排水型ビルピット設備の設置事例</u> (省略)	・参照の登場順に「参考資料 1 4」を繰り上げ。 ・誤字の修正。(参-12-2)
参-13-1	1 3. 参考文献 (1) 「下水道施設計画・設計指針と解説」日本下水道協会 (2019) (2) 「下水道維持管理指針」日本下水道協会 (2014) (3) 「小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説」日本下水道協会 (2004) (4) 「東京都排水設備技術要綱」東京都下水道局 (2020) (5) 「下水道排水設備指針と解説」日本下水道協会 (2016) (6) 「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」日本下水道協会広島県支部 (平成29年度) (省略) (10) 「給排水設備規準・同解説 (SHASE-S206)」空気調和・衛生工学会 (2019) (11) 「給排水設備技術基準・同解説」日本建築センター (2006) (12) 「グリース阻集器 (SHASE-S217)」空気調和・衛生工学会 (2016) (13) 「下水道施設標準図面集」東広島市 (平成25年度) (省略) (15) 「東広島市公共下水道設計基準書」東広島市 (平成25年度) (16) 「排水工事手びき」東広島市指定水道工事業協同組	1 3. <u>規格等一覧</u> (省略)	・規格等一覧は随時改正があり、それぞれ情報提示があるので削除。 ・参照の登場順に「参考資料 1 9」を繰り上げ。 ・文献を最新版に修正。

ページ	新	旧	改正理由
	合 (17)「排水設備事務要覧」社団法人日本下水道協会(2016年版)		
	(なし)	14. 用語の説明	
	(なし)	15. 旧排水工事手びき抜粋図面	
	(なし)	16. 東広島市公共下水道台帳記号	
	(なし)	17. 申請書など各種様式	・様式はHPに掲載があるため削除。
	(なし)	18. 戸別ポンプ施設設置工事特記仕様書の例	
	(なし)	19. 参考文献	